

第2次あきる野市総合計画 基本計画（素案）

令和3年10月29日時点

目次

第1部 基本計画・総論.....	1
第1章 基本計画の基本的事項.....	3
第1節 計画の位置付け.....	3
第2節 計画期間と目標年次.....	3
第3節 施策体系図.....	4
第2章 まちづくりのテーマと重点施策.....	5
第1節 前提条件の整理.....	5
第2節 重点施策の設定.....	5
第3節 個別施策の抽出.....	9
第3章 基本計画とSDGsの関連性.....	22
第1節 SDGsの位置付けと考え方.....	22
第2節 SDGsと施策との関係性.....	22
第3節 関わりの深いSDGsの目標.....	27
第4章 計画の進捗管理方法.....	28
第1節 PDCAサイクルによる進捗管理.....	28
第2節 進捗管理の体制.....	28
第5章 施策の見方（各論の読み方）.....	29
第2部 基本計画・各論.....	33
第1章 都市整備分野.....	35
第1節 快適で住み続けられる都市づくりの推進.....	36
第2節 緑豊かで良好な都市景観の形成.....	40
第3節 安全で利便性の高い都市基盤の充実.....	43
第2章 産業振興分野.....	47
第1節 地域特性を生かした産業振興の促進.....	48
第2節 活力ある商工業の振興.....	50
第3節 歩きたくなる街あきる野を目指した観光業の振興.....	53
第4節 消費志向に合わせた都市型農業の推進.....	57

第5節	自然と調和した林業の推進.....	61
第6節	秋川の資源を活用した水産振興の推進.....	64
第3章	市民生活・環境分野.....	67
第1節	連帯・交流に支えられた豊かな地域社会の形成と多文化共生 社会の推進.....	68
第2節	安全な暮らしを守る地域づくりの推進.....	72
第3節	清潔で快適な循環型社会システムの構築.....	78
第4節	水と緑に恵まれた生活環境づくりの推進.....	81
第4章	保健福祉分野.....	85
第1節	市民が生涯を通じて健康で安心して暮らせる保健・医療等の 充実.....	86
第2節	安心して子どもを産み育てられる環境の整備.....	90
第3節	障がい者が地域社会で安心して生活できる福祉の充実.....	94
第4節	高齢者が安心して生活できる福祉の充実.....	98
第5節	地域福祉の推進.....	103
第5章	教育・文化・スポーツ分野.....	107
第1節	人権尊重教育の推進.....	108
第2節	生涯学習社会の振興.....	111
第3節	青少年の健全育成の推進.....	113
第4節	個性を生かす学校教育の充実.....	116
第5節	社会教育の推進.....	120
第6章	行財政分野.....	123
第1節	財政運営の健全化.....	124
第2節	行政体制・行政サービスの適正化・最適化.....	128
第3節	組織・人事体制の活性化.....	131
第4節	協働によるまちづくりの推進.....	134
第5節	広域行政・広域連携の推進.....	137

第1部 基本計画・総論

第1章 基本計画の基本的事項

第1節 計画の位置付け

第2次総合計画・基本計画は、基本構想を実現するための施策及びその目標を総合的かつ体系的に示すものです。施策等を体系化するに当たり、「都市整備分野」「産業振興分野」「市民生活・環境分野」「保健福祉分野」「教育・文化・スポーツ分野」「行財政分野」の6つの分野を設定しました。また、各分野では、現状、課題と対応の方向性、基本方針、施策の成果目標、施策の内容を示します。

- ◆ 「都市整備分野」
- ◆ 「産業振興分野」
- ◆ 「市民生活・環境分野」
- ◆ 「保健福祉分野」
- ◆ 「教育・文化・スポーツ分野」
- ◆ 「行財政分野」

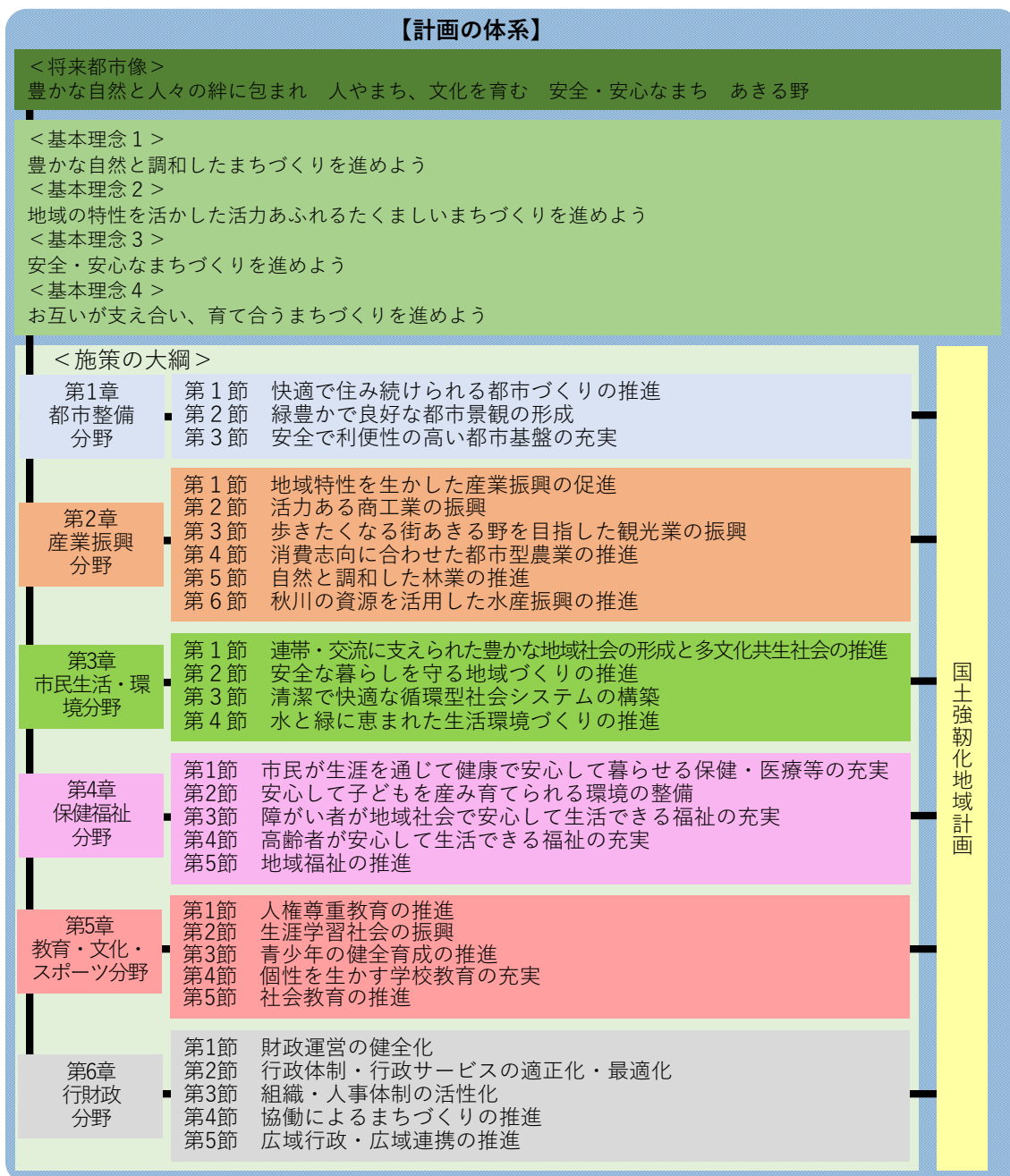
第2節 計画期間と目標年次

計画期間は、基本構想に示すとおり、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。

第2次総合計画・基本計画は、時代の変化に柔軟に対応できるよう、計画期間を前期と後期の2期に分けて、それぞれの期間を対象としたものを策定します。

- ◆前期基本計画：計画期間：令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度）
目標年次：令和8年度（2026年度）
- ◆後期基本計画：計画期間：令和9年度（2027年度）～令和13年度（2031年度）
目標年次：令和13年度（2031年度）

第3節 施策体系図



第2章 まちづくりのテーマと重点施策

第1節 前提条件の整理

将来都市像の実現に向け、基本理念に基づくまちづくりを推進するためには、6つの分野に位置付けた個別施策を推進するだけでなく、基本理念と施策、施策相互の関連性を意識する必要があります。

このため、将来都市像や基本理念を踏まえ、分野を超えた「まちづくりのテーマ」を設定するとともに、国の動向、社会経済状況、市民ニーズ等を踏まえた「重点施策」を設定し、6つの分野ごとの個別施策から重点施策に関連する個別施策を抽出しました。

◆まちづくりのテーマ、重点施策の設定の考え方



第2節 重点施策の設定

(1) 「まちづくりのテーマ」の設定

第1次計画・後期基本計画では「東京のふるさと・あきる野」の魅力と価値を再認識し、成熟した社会におけるまちづくりを進めるため、社会情勢の変化に対応した3つのテーマを設定し、重点施策を抽出しました。

◆第1次計画・後期基本計画における3つのテーマ

- 1 安全・安心なまち
- 2 みんなが快適でいきいきと暮らせるまち
- 3 あきる野らしさを活かした活気あるまち

第2次計画では、第1次計画・後期基本計画の3つのテーマを踏まえ、基本構想に定めた「将来都市像」「基本理念」に基づき、「まちづくりのテーマ」を設定します。テーマの設定に当たって着目した点は、次のとおりです。

◆着目した点

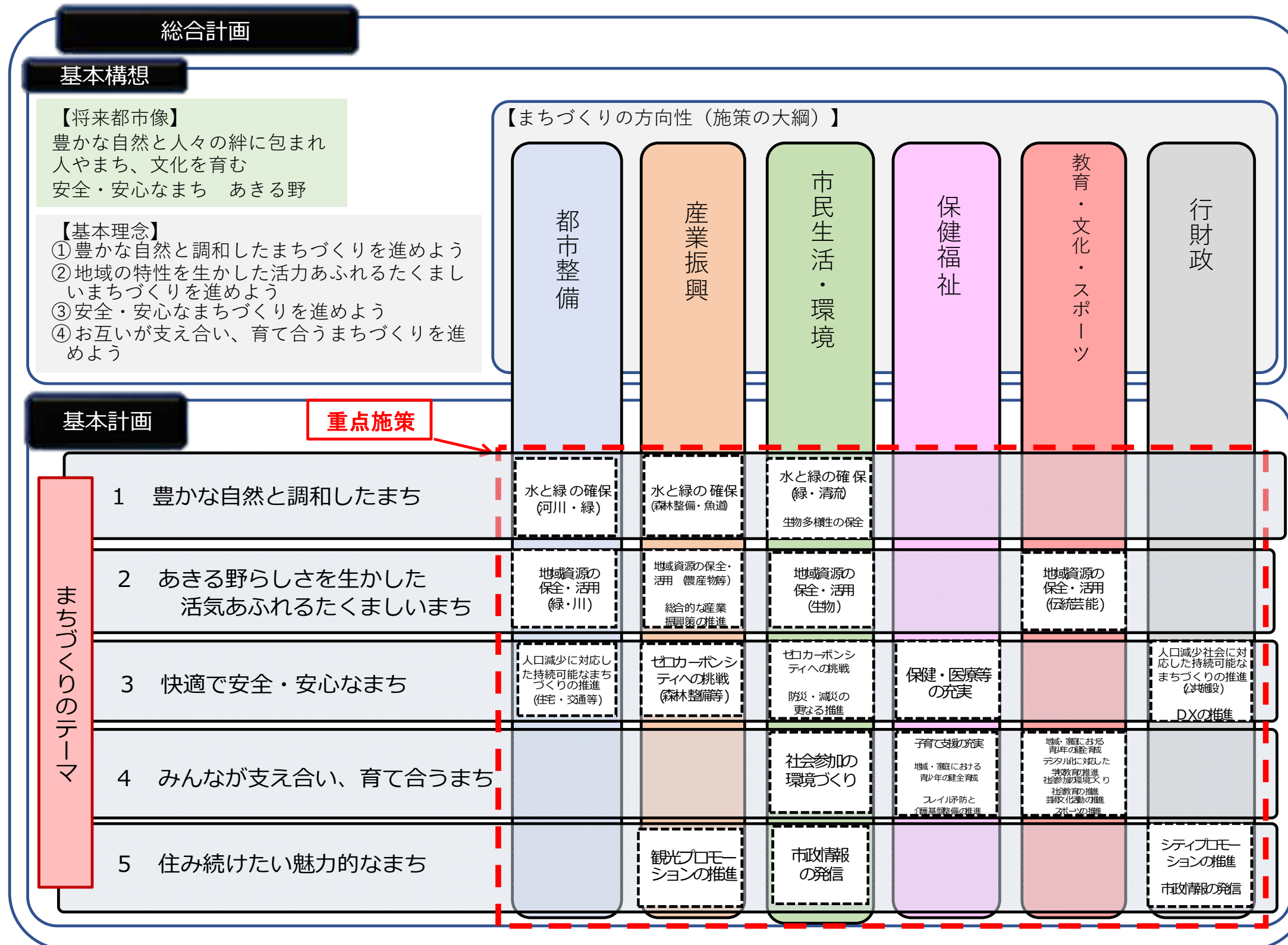
- 1 多くの市民が本市の長所と考えている「豊かな自然」の保全
- 2 自然災害の発生リスクの高まり等を背景とした「安全」「安心」を確保する必要性
- 3 「住みよさ」「快適さ」を強く求める市民の意向を踏まえながら、人口減少に対応したまちづくりの必要性
- 4 持続的なまちの発展に不可欠な「人づくり（支え合い・育成）」の必要性
- 5 技術革新に伴う社会経済構造の変化や地域間競争の激化等を踏まえた地域の「活力」の維持
- 6 「あきる野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の継続性

着目した点を踏まえ、下表の1～4の「まちづくりのテーマ」を設定するとともに、効率的に実現していくため、市内外から、住み続けたいと思われる魅力的なまちとなるよう、本市の魅力発信等に着目した5つ目のテーマを設定しました。

◆まちづくりのテーマ

- 1 豊かな自然と調和したまち
- 2 あきる野らしさを生かした活気あふれるたくましいまち
- 3 快適で安全・安心なまち
- 4 みんなが支え合い、育て合うまち
- 5 住み続けたい魅力的なまち

(2) 「まちづくりのテーマ」に沿った「重点施策」の設定



第3節 個別施策の抽出

5つのテーマごとに、重点施策を設定し、関連する個別施策を抽出しました。

◆テーマ1 豊かな自然と調和したまち

本市は、秋川、平井川等の河川と、森林や緑地、公園の緑など、郊外や市街地に多くの緑を有しています。森林等の緑の面積は、市域の約7割に及び、これらの清らかな水と豊かな緑は、本市の最大の特色となっています。また、市域の北部や南部の河岸段丘を中心に、多くの湧水が存在し、本市は、都内にありながら、自然が豊かなまちとして、広く認知されています。豊かな自然環境は、多くの市民から、本市の長所の一つとされ、本市の財産の一つであることから、将来にわたって引き継いでいけるよう、水と緑の確保に取り組みます。

→重点施策「水と緑の確保」を設定

本市の豊かな自然には、様々な動物、植物が息づいており、その中には、貴重な種も含まれています。こうしたことを背景に、本市は、都内でも数少ない「生物多様性地域戦略」を策定しています。今後も豊かな生物多様性を保全していくため、同戦略に基づき、希少動植物の保護、外来種対策の推進などに取り組みます。

→重点施策「生物多様性の保全」を設定

テーマ1「豊かな自然と調和したまち」の重点施策

- ・水と緑の確保
- ・生物多様性の保全

◆テーマ1 豊かな自然と調和したまち 重点施策と個別施策

重点施策	個別施策（取組）	該当頁
水と緑の確保	第1章第2節1-① 緑確保の推進	41
	第1章第2節2-① 公園・緑地の適正管理	42
	第1章第2節2-② 崖線の緑地の保全	42
	第1章第3節4-③ 河川施設の整備・維持管理	46
	第2章第5節2-① 公益的機能の発揮を重視した森林施業の推進	59
	第2章第5節2-② 市民や企業などとの協働による森づくりの推進	63
	第3章第4節2-① 河川及び湧水池の水質保全	83
	第3章第4節2-② 雨水対策の推進	83
	第3章第4節3-① 保存緑地や公開緑地の指定の推進	83
生物多様性の保全	第3章第4節1-① 自然環境の保全の推進	82
	第3章第4節1-② 希少動植物保護の推進	82
	第3章第4節1-③ 外来種対策の推進	82

◆テーマ2 あきる野らしさを生かした活気あふれるたくましいまち

本市には、都内近郊にありながら、緑豊かな山々や清流などの恵まれた自然、豊富な観光資源や農業資源、地域の歴史を物語る文化遺産や郷土芸能が存在しており、これらは、本市の地域資源の一つとなっています。

本市の地域経済力をさらに高めるため、これらの地域資源を市民とともに守り育て、後世に引き継ぐとともに、本市に潤いをもたらす存在として、更に磨き上げるために、農業振興に向けた販売施設の拡充などの各種の取組を進めます。

→重点施策「地域資源の保全・活用」を設定

圏央道等の整備により、本市の利便性は向上し、企業立地の可能性等が増しています。

また、既存の商店街においては、商工会や関係機関等により、起業や創業、空き店舗対策等が進められ、一部の地域では、空き店舗への出店に結びついた事例もあります。

本市の地域経済力をさらに高めるため、道路交通網を生かした企業立地のほか、新たな企業と連携したまちづくり等を進めるとともに、商店街の活性化等に引き続き取り組みます。

→重点施策「総合的な産業振興策の推進」を設定

テーマ2「あきる野らしさを生かした活気あふれるたくましいまち」の重点施策

- ・ 地域資源の保全・活用
- ・ 総合的な産業振興策の推進

◆テーマ2 あきる野らしさを生かした活気あふれるたくましいまち
重点施策と個別施策

重点施策	個別施策（取組）	該当頁
地域資源の保全・活用	第1章第2節1-① 緑確保の推進	41
	第2章第3節3-③ 地域資源を生かしたツーリズムの確立	56
	第2章第4節2-① 農産物の販売施設の拡充	59
	第2章第4節2-③ 農産物のブランド化の推進	59
	第2章第4節3-② 遊休農地の利用集積等による農業生産の拡大と農地の有効活用の促進	60
	第2章第5節1-② 生産基盤の整備の推進	62
	第2章第5節1-③ 多摩産材の利用拡大の推進	62
	第2章第6節1-② 江戸前アユのブランド化	65
	第3章第4節1-① 自然環境の保全の推進	82
	第5章第5節3-② 伝統芸能保存活動の支援	122
総合的な産業振興策の推進	第2章第1節1-② 計画的な企業立地の推進	49
	第2章第1節1-③ 産業振興体制の強化	49
	第2章第2節1-① 商工業者の育成	51
	第2章第2節1-② 起業・創業の支援	51
	第2章第2節2-① 活力と魅力ある商店街づくりの推進	52
	第2章第2節2-② 空き店舗の活用の促進	52

◆テーマ3 快適で安全・安心なまち

地球温暖化による気候変動は、市民生活にも深刻な影響を及ぼしているとされ、国際的にも地球温暖化対策の推進が求められています。我が国においても、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）を進めるとされていることから、本市においても、市民や事業者との連携の下、森づくりやごみの減量など、様々な取組を通じて、地球温暖化対策を推進します。

→重点施策「ゼロカーボンシティへの挑戦」を設定

東日本大震災の記憶と経験に加え、近年、気候変動の影響による大雨等の発生リスクが増していることから、災害に対する関心が高まっているとともに、災害に強いまちづくりの取組が求められています。このため、地域防災力の強化に向け、自助・共助の考えの浸透と市民の防災意識の醸成を図るとともに、防災リーダーの育成、消防力の充実等に取り組めます。また、災害等による被害を最小限に抑え、速やかな復旧復興ができるよう、国土強靱化に取り組めます。

→重点施策「防災・減災の更なる推進」を設定

人口減少や高齢化の進行が確実である中、市民が快適に住み続けられる都市づくりが必要です。このため、適正な土地利用を促すとともに、空き家対策や汚水処理の在り方の検討、公共施設等の総合的管理などに取り組めます。また、交通弱者の増加を見据えながら、公共交通等の充実に取り組めます。

→重点施策「人口減少社会に対応したまちづくりの推進」を設定

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い、保健・医療等へ関心が大きく高まっています。こうしたことを踏まえ、誰もが安心して日常を過ごすことができるよう、健康づくりや予防体制、感染症対策、保健・医療提供体制の充実に取り組めます。

→重点施策「保健・医療等の充実」を設定

国では、社会全体のデジタル化の一環として、市民の利便性の向上に向け、自治体におけるDX（デジタル・トランスフォーメーション）を進めることとしています。市においても、こうした国の動きに対応し、情報セキュリティ対策の強化等を図りながら、行政手続きのオンライン化などのDXに取り組めます。

→重点施策「DXの推進」を設定

テーマ3「快適で安全・安心なまち」の重点施策

- ・ゼロカーボンシティへの挑戦
- ・防災・減災の更なる推進
- ・人口減少社会に対応した持続可能なまちづくりの推進
- ・保健・医療等の充実
- ・DXの推進

◆テーマ3 快適で安全・安心なまち 重点施策と個別施策

重点施策	個別施策（取組）	該当頁
ゼロカーボンシティへの挑戦	第2章第5節2-① 公益的機能の発揮を重視した森林施業の推進	63
	第2章第5節2-② 市民や企業などとの協働による森づくりの推進	63
	第3章第3節1-① ごみの適正処理（分別・収集運搬・処分）体制の構築	75
	第3章第3節1-② ごみ減量化の推進	79
	第3章第3節1-③ 食品ロス削減の推進	80
	第3章第3節2-① リサイクルシステムの充実	80
	第3章第3節2-② 資源回収の推進	80
	第3章第3節2-③ ごみの堆肥化の促進	80
	第3章第3節3-① 国や東京都と連携した地球温暖化対策の推進	80
	第3章第3節3-② 市役所で使用する車両への次世代自動車等の導入の検討・推進	80
防災・減災の更なる推進	第3章第2節1-① 防災施設・設備等の充実	74
	第3章第2節1-② 人材の育成や地域防災力の強化	75
	第3章第2節1-③ 消防力の充実	75
	第3章第2節1-④ 避難行動要支援者の支援体制づくりの推進	75
	第3章第2節1-⑤ 住宅の耐震化の推進	75

	第3章第2節1-⑥ 国土強靱化の推進	75
	第3章第2節1-⑦ 防災・減災に対する外部連携の強化	75
人口減少 社会に対応した持 続可能な まちづく りの推進	第1章第1節1-① 市街化区域及び市街化調整区域の適 正な土地利用の推進	38
	第1章第3節2-① 既存交通の維持及び利便性の向上	45
	第1章第3節2-② 地域公共交通ネットワークの形成に 向けた公共交通対策の検討・推進	46
	第6章第2節2-① 公共施設等の総合管理の推進	130
保健・医 療等の充 実	第4章第1節1-① 各種健康診査・検診等の充実	88
	第4章第1節1-② 地域における健康づくりの推進	88
	第4章第1節1-⑤ 心の健康づくりの推進	88
	第4章第1節2-① 予防接種の促進・充実	88
	第4章第1節2-② 感染症対策の充実	89
	第4章第1節3-① 医療と保健の連携及び強化	89
DX（デ ジタル・ トランス フォーメ ーショ ン）の推 進	第6章第2節1-① ICTの利活用の推進	129
	第6章第2節1-② 情報セキュリティ対策の強化	129
	第6章第3節1-① 効率的・効果的な組織の見直し	132
	第6章第4節2-① 市政情報の共有化	136

◆テーマ4 みんなが支え合い、育て合うまち

人口減少時代が本格化する中、本市が持続的に発展していくためには、定住人口の維持・増加が必要です。そのためには、市民等が住み続けたい、また、多くの市外の方が本市に移り住みたいと思う環境づくりが必要です。このため、乳幼児から高齢者まで、あらゆるライフステージに対応した支援等に取り組み、地域においてみんなが支え合い、いきいきと暮らしながら育て合うことができるまちづくりを進めます。

働き手であり地域の担い手でもある若年層が、安心して出産でき、子育てと仕事の両立ができ、本市において健やかに暮らしていただけるよう、乳幼児の健康診査の実施、子ども・子育てに関する相談窓口の充実、地域における子ども・子育て支援の推進など、子育て支援の充実に取り組みます。

→重点施策「子育て支援の充実」を設定

本市の地域コミュニティに着目し、子どもたちの健全育成に当たっては、学校、家庭、地域の連携により、防犯活動等の見守りや、教育環境の充実に取り組みます。また、国による教育のデジタル化が進められていることを踏まえ、教育環境の整備などに加え、各学校の創意工夫の下、ICT教育の充実に取り組みます。

→重点施策「地域・家庭における青少年の健全育成」「デジタル化に対応した学校教育の推進」を設定

町内会・自治会は、本市において地域コミュニティの中心的な役割を果たしており、まちづくり等で果たす役割は、更に重要になっています。また、子どもたちの育成や伝統芸能の保存活動は、地域におけるつながりの創出や歴史文化の保存・伝承に貢献しています。こうした人と人との結びつきは、人の営みにおいて重要なものであることから、町内会・自治会への加入促進など、社会参加の環境づくりに取り組みます。

→重点施策「社会参加の環境づくり」を設定

高齢化の更なる進行が予測される中、市民が輝き続けられる社会を実現するためには、健康寿命を延ばす取組のほか、高齢者や介護者が安心して暮らせるまちづくりが必要です。こうしたことから、介護予防・フレイル予防を推進するとともに、介護人材の確保や介護保険事業の基盤の整備など、高齢者や介護者を社会や地域で支える仕組みづくりに取り

組みます。

→重点施策「フレイル予防と介護基盤整備の推進」を設定

社会教育活動、芸術文化活動、スポーツ活動は、あらゆる世代の市民等に学習や体験の機会を提供するとともに、心身の健康増進や体力向上につながるものであり、生活に潤いをもたらしてくれるものです。また、社会教育活動等を通じて、様々な仲間が増えるなど、人と人との絆の創出も期待されます。こうしたことから、社会教育等の推進に取り組みます。

→重点施策「社会教育の推進」「芸術文化活動の推進」「スポーツの推進」を設定

テーマ4「みんなが支え合い、育て合うまち」の重点施策

- ・ 子育て支援の充実
- ・ 地域・家庭における青少年の健全育成
- ・ デジタル化に対応した学校教育の推進
- ・ 社会参加の環境づくり
- ・ フレイル予防と介護基盤整備の推進
- ・ 社会教育の推進
- ・ 芸術文化活動の推進
- ・ スポーツの推進

◆テーマ4 みんなが支え合い、育て合うまち 重点施策と個別施策

重点施策	個別施策（取組）	該当頁
子育て支援の充実	第4章第2節1-① 幼児教育・保育の充実	92
	第4章第2節1-② 成長段階に応じた健全育成	92
	第4章第2節1-③ 特に支援を必要とする子どもへの支援の充実	92
	第4章第2節2-① 母子とその家族の健康の保持・増進	92
	第4章第2節2-② 子ども・子育てに関する相談窓口の充実	92
	第4章第2節2-③ 子育てに対する意識啓発と情報提供	92
	第4章第2節2-④ 子育てしやすい支援体制の充実	93
	第4章第2節2-⑤ ひとり親家庭等への支援の充実	93
	第4章第2節3-① 子どもの安全・安心の確保	93
	第4章第2節3-② 子育てを支援する生活環境等の整備	93
	第4章第2節3-③ 地域における子ども・子育て支援の推進	93
	第4章第2節3-④ 仕事と子育ての両立の推進	93
地域・家庭における青少年の健全育成	第4章第2節3-① 子どもの安全・安心の確保	93
	第5章第3節2-① 健全育成活動の充実	114
	第5章第3節2-② 学校・家庭・地域の連携及び協働による教育環境の充実	115
	第5章第3節2-③ 子ども・若者の社会参加及び社会的自立の支援の検討	115
デジタル化に対応した学校教育の推進	第5章第4節1-② ICT教育の充実	118
	第5章第4節1-⑥ 教員の指導力の向上	119
	第5章第4節2-① 情報化社会に対応した教育環境の整備	119
社会参加の環境づくり	第3章第1節1-① 町内会・自治会への加入の促進	70
	第3章第1節1-② 町内会・自治会の活性化の支援	70

くり	第5章第3節2-① 健全育成活動の充実	114
	第5章第5節3-② 伝統芸能保存活動の支援	122
フレイル 予防と介 護基盤整 備の推進	第4章第4節1-① 健康づくりへの支援	100
	第4章第4節1-② 介護予防・フレイル予防の推進	100
	第4章第4節3-① 介護人材の確保・定着・育成	100
	第4章第4節3-② 介護サービスの質の確保	100
	第4章第4節3-③ 介護保険事業の基盤の整備	101
	第4章第4節3-④ 自立した生活への支援	101
	第4章第4節3-⑤ 家族介護者への支援	101
社会教育 の推進	第5章第5節1-② 社会教育事業の充実	121
芸術文化 活動の推 進	第5章第5節2-① 芸術文化事業の充実	122
スポーツ の推進	第5章第5節4-① ライフステージ・ライフスタイルに 応じたスポーツの推進	122
	第5章第5節4-③ 市の特性を生かしたスポーツの推進	122

◆テーマ5 住みたい魅力的なまち

人口減少時代が本格化する中、本市が持続的に発展していくためには、定住人口の維持・増加のほか、交流人口や、国が提唱する関係人口の概念を取り入れながら、観光等で本市を訪れる方や、様々な形で本市に関わる方を増やしていくことが重要です。

このため、本市にお住まいの方に住み続けてもらえるよう、また、本市に関わる方等を増やすため、本市の魅力を知ってもらえるよう、観光プロモーションなどの様々な機会を通じて、本市の魅力を発信します。

また、本市に住み続けてもらうためには、本市への愛着を深め、誇りを持っていただくことが重要でそのためには、本市のことをよく知り、まちづくりに参画いただく必要があることから、地域コミュニティの中心である町内会・自治会の加入促進や、協働のまちづくり等に取り組みます。

さらに、新型コロナウイルス感染症の収束等も見据え、海外からの来訪者等にとって、分かりやすい表示等に取り組み、外国人にとってやさしいまちづくりを進めます。

→重点施策「観光プロモーションの推進」「シティプロモーションの推進」「市政情報の発信（市民に対する魅力の発信、共有）」を設定

テーマ5「住みたい魅力的なまち」の重点施策

- ・観光プロモーションの推進
- ・シティプロモーションの推進
- ・市政情報の発信（市民に対する魅力の発信、共有）

◆テーマ5 住みたい魅力的なまち 重点施策と個別施策

重点施策	個別施策（取組）	該当頁
観光プロモーションの推進	第2章第3節1-① 観光プロモーション事業の推進	55
	第2章第3節1-② 広域観光連携事業の推進	55
	第2章第3節1-③ 観光関連組織等との連携強化	55
	第2章第3節3-⑤ 観光と地域文化関連情報の総合的・多角的なPRの推進	56
シティプロモーションの推進	第6章第4節2-④ シティプロモーションの推進	136
市政情報の発信 (市民に対する魅力の発信、共有)	第3章第1節1-① 町内会・自治会への加入の促進	70
	第3章第1節2-① 外国人にやさしいまちづくりの推進	71
	第6章第4節1-① 協働のまちづくりの推進	135
	第6章第4節2-① 市政情報の共有化	136
	第6章第4節2-② 広報の充実	136

第3章 基本計画とSDGsの関連性

第1節 SDGsの位置付けと考え方

平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択されたSDGsは、17の目標と169の具体的目標で構成された国際社会共通の目標であり、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、総合的に取り組むこととしています。

我が国においても、平成28年（2016年）に、政府内にSDGs推進本部を設置するとともに、SDGs実施方針を策定し、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」旨と、SDGs達成に向けた自治体の役割や、自治体が行うことの重要性が示されました。

これらのことから、本市においても、SDGsの達成に向け、取組を進めていく必要があります。先に示したとおり、SDGsは、経済・社会・環境といった広範囲な課題を対象としており、本計画に位置付けた施策の対象と同様であることから、本市では、本計画の各種施策を着実に推進することで、本計画に掲げる将来都市像の実現とSDGsの達成を目指すこととします。

第2節 SDGsと施策との関係性

SDGsに掲げられた17の目標と169の具体的目標は、国際的な視点で設定されております（図1、次頁に掲載）。

	目標1【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。		目標2【飢餓】 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	目標3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		目標4【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	目標5【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワメントを行う		目標6【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	目標7【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する		目標8【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
	目標9【インフラ、産業化、イノベーション】 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		目標10【不平等】 国内及び各国家間の不平等を是正する
	目標11【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する		目標12【持続可能な消費と生産】 持続可能な消費生産形態を確保する
	目標13【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる		目標14【海洋資源】 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	目標15【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する		目標16【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	目標17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		

図 1 SDGs に掲げられた 17 の目標

参考：外務省「持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組」

このため、国際的な地方自治体の連合組織である UCLG (United Cities & Local Governments) が示す視点を基本にして、本計画の施策と SDGs の目標との関連性を対応表として整理しました（図 2、次頁に掲載）。

【図 2 の見方】

SDGs の 17 のゴールを記載

章節	節	持続可能な開発目標 (SDGs)										
		1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を達成しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	
11	快適で住み続けられる都市づくりの推進										○	
12	緑豊かで良好な都市景観の形成										○	
13	安全で利便性の高い都市基盤の充実			○							○	

本計画の施策を章・節ごとに記載

各施策と SDGs の各ゴールとで関わりが深い箇所に「○」を表示しています。この施策の推進により、SDGs の達成を目指すこととします。

章節	節	持続可能な開発目標 (SDGs)																
		1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を實現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう
11	快適で住み続けられる都市づくりの推進									○		○						
12	緑豊かで良好な都市景観の形成						○					○	○	○		○		○
13	安全で利便性の高い都市基盤の充実			○			○			○		○			○			○
21	地域特性を生かした産業振興の促進								○	○								○
22	活力ある商工業の振興								○	○								
23	歩きたくなる街あきる野を目指した観光業の振興						○		○			○	○					○
24	消費志向に合わせた都市型農業の推進		○						○	○			○	○			○	○
25	自然と調和した林業の育成						○		○	○			○	○			○	○
26	秋川の資源を活用した水産振興の推進		○				○		○	○		○	○		○	○		
31	連帯・交流に支えられた豊かな地域社会の形成と多文化共生社会の推進				○				○		○							○
32	安全な暮らしを守る地域づくりの推進	○		○	○		○			○	○			○			○	○
33	清潔で快適な循環型社会システムの構築			○			○		○		○	○	○	○	○	○		○
34	水と緑に恵まれた生活環境づくりの推進						○				○	○	○	○	○	○		○
41	市民が生涯を通じて健康で安心して暮らせる保健・医療等の充実		○	○														○
42	安心して子どもを産み育てられる環境の整備	○	○	○	○	○			○		○						○	○
43	障がい者が地域社会で安心して生活できる福祉の充実	○		○	○				○		○	○					○	
44	高齢者が安心して生活できる福祉の充実	○	○	○	○	○			○		○	○						○
45	地域福祉の推進	○	○	○	○	○				○								○
51	人権尊重教育の推進	○			○	○			○		○						○	○
52	生涯学習社会の振興				○													
53	青少年の健全育成の推進				○				○								○	○
54	個性を生かす学校教育の充実			○	○	○			○		○	○						○
55	社会教育の推進			○	○							○						○
61	財政運営の健全化												○				○	○
62	行政体制・行政サービスの適正化・最適化					○				○	○	○	○				○	○
63	組織・人事体制の活性化																○	
64	協働によるまちづくりの推進				○												○	○
65	広域行政・広域連携の推進	○		○	○					○		○		○	○		○	○

図 2 SDGs のゴールと施策との対応一覧

第3節 関わりの深いSDGsの目標

図2に示すとおり、本計画に位置付けられた28の施策は、SDGsの目標のいずれかに関連しており、また、SDGsに掲げられた17の目標も、本計画に位置付けられた施策のいずれかに関連しています。

SDGsの目標のうち、関連する施策数が多かったものは、次の3つとなります（上位3位まで）。

表1 関連する施策の多いSDGsの目標（上位3位）

目標	目標の内容	関連する 施策数
 17 パートナシップで 目標を達成しよう	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	22
 11 住み続けられる まちづくりを	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする	14
 8 働きがいも 経済成長も	すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する	13
 4 質の高い教育を みんなに	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	13

SDGsの目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」では、先進国と開発途上国との連携に関する具体的目標のほか、官民や市民社会のパートナーシップの推進に関する具体的目標が位置付けられています。

市では、施策推進の基本姿勢としている「協働のまちづくりの推進」は、施策全般に横断的に関わるものであることから、この目標に関連する施策数は非常に多くなっています。

また、これ以外では、まちづくりや経済成長、教育に関する目標に関連する施策が多くなっています。

第4章 計画の進捗管理方法

第1節 PDCAサイクルによる進捗管理

第2次計画が、「あきる野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を内包するものであること等を踏まえ、将来都市像「豊かな自然と人々の絆に包まれ人やまち、文化を育む 安全・安心なまち あきる野」の実現に向けて、本計画の各分野に設けた指標等を用いて、毎年度、施策の進捗管理を行い、必要に応じて、施策の推進方法の見直し等（改善）を行います。

また、次期基本計画の策定に当たっては、本計画の成果を検証し、次期基本計画に反映させていきます。

なお、進捗管理は、PDCAサイクル（計画－実行－評価－改善）の手法を活用します。

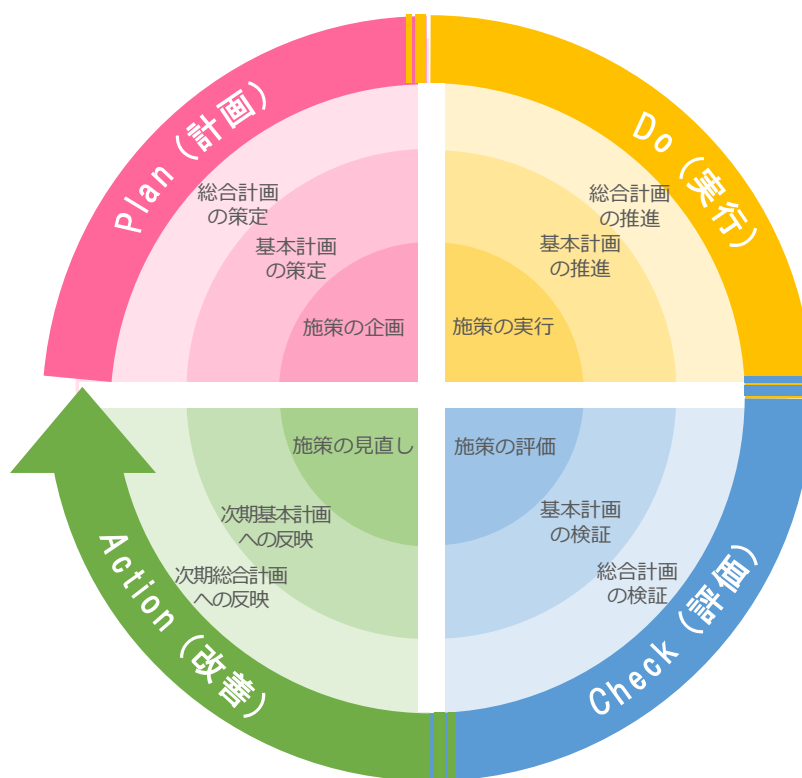


図3 PDCAサイクルによる進捗管理のイメージ

第2節 進捗管理の体制

第1節で示す本計画の進捗管理は、あきる野市総合計画審議会にて審議し、その結果を市に報告します。報告された結果は、市の行財政の基本方針、重要施策等を審議決定する経営会議にて審議します。

第5章 施策の見方（各論の読み方）

SDGsの17のゴールのうち、関連するゴールについて、アイコンを用いて表示しています。

市が主に取り組んできた内容や、施策を取り巻く環境の変化など、施策の現状を記述しています。

第1節 快適で住み続けられる都市づくりの推進



● 現状

- 市では、「都市計画マスタープラン」に基づき、良好な市街地の創出と、快適で住み続けられる都市づくりの推進に向け、計画的なまちづくりに取り組んでいます。
現在、武蔵引田駅北口土地区画整理事業を進めており、令和7年度に完了する見込みです。
- 市の行政区域7,347haのうち、森林や丘陵地などの自然地为7割を占めています。市街地は、台地部を中心に、既存の集落や土地区画整理事業等により形成されています。令和3年4月1日現在の市街化区域は16.3%（1198.0ha）、市街化調整区域は83.7%（6,136.0ha）となっています。
- 空き家について、防災・防犯、衛生上の観点から、適正管理や活用が求められているため、あきる野市空き家等対策計画を策定し、総合的な空き家対策に着手しました。

今後5年間を見据え、取り組むべき課題と対応の方向性を記述しています。

● 課題と対応の方向性

- 震災・風水害、これらに起因する土砂災害などに備えた防災まちづくりや圏央道の整備効果等を生かした産業機能・拠点機能の強化など、市街化区域及び市街化調整区域における適正な土地利用の誘導が必要です。
- 人口減少社会においては、地域の特性や課題を踏まえながら、既存のストックの有効な活用などにより、まちづくりを進める必要があります。また、都市機能の集積や、地域の生活機能の維持に向けて、都市のスポンジ化対策を推進しながら、循環型社会の形成や成熟期に移行した都市づくりへと方向転換を図ることが必要です。
- 人口減少や高齢化の進行などにより、管理されない（できない）空き家の増加が懸念されることから、あきる野市空き家等対策計画に基づく総合的な空き家対策の更なる推進が必要です。

基本方針

- ・ 人口減少社会における自立性の高い都市の形成に向け、地域の特性に応じて、市民の生活を支える様々な都市機能や居住機能を再編・集約し、集約型の地域構造を有する都市づくりを進めます。
- ・ 既存ストックの有効な活用などを図るとともに、緑豊かな環境の創出や地区にふさわしい土地利用を誘導するなど、快適で住み続けられる都市づくりを進めます。

課題を解決するための基本的な方針を記述しています。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
まちづくり案の策定率	0%	100% (令和13年度)
産業系土地利用面積 (武蔵引田駅北口土地区画整理事業区域内)	0ha	2.8ha (令和7年度)
土地区画整理事業進捗率 (事業費ベース)	5.5%	100% (令和7年度)
管理不全の空き家の是正済み件数	115件	200件
まちづくり案の策定率	0%	100% (令和13年度)

施策の目標を成果目標で示しています。ただし、適当な成果目標（アウトカム）がない場合は、活動指標（アウトプット）で示しています。年度合計、年度平均で表し、類型の場合は年度末までの累計です。※特に記述がある場合を除く。

課題を解決するため、基本方針を踏まえ、具体的な施策や取組内容を記述しています。

施策の内容

個別施策のタイトル

個別施策を構成する、具体的な取組を記述しています。

1 計画的な土地利用の推進

① 市街化区域及び市街化調整区域の適正な土地利用の推進

都市計画マスタープランによる計画的な市街地形成の推進や、都市農地や自然環境等に優れた区域の開発の抑制を図るなど、人口減少社会に対応したまちづくりに向け、市街化区域及び市街化調整区域の適正な土地利用を推進します。また、都市のスポンジ化対策や循環型社会の形成、成熟期に移行した都市づくりの必要性を踏まえ、民間・公共の既存ストックを有効に活用したまちづくりへと転換していきます。

② 圏央道インターチェンジ周辺地区の土地利用転換の推進

初雁地区及び秋川高校跡地など、圏央道あき野インターチェンジ及び日の出インターチェンジ周辺地区については、地域の特性に応じた適正な土地利用転換を推進します。

2 居住環境の整備

① 宅地開発事業等への指導

中高層建築物の建設や一定規模以上の開発行為といった宅地開発事業などに対しては、生活環境の向上や公共・公益施設等の立地を考慮し、地域と調和の取れた計画となるよう、開発事業者に対して必要な指導を実施します。また、国が定めた国土強靱化基本計画に基づき、開発行為等による大規模盛土造成地に対し、大規模地震における被害の防止・軽減及び復旧コストの低減のため、必要な指導等を行い、安全性の確保に努めます。

② 地区計画等を利用したまちづくりの推進

地区計画による地区施設の整備計画が定められている地区においては、道路や広場などの基盤整備とともに、新たな開発や既存のまちの環境保全などを図るため、地区計画等を活用した、地区単位のまちづくりのルールづくりを推進します。

③ 市営住宅ストック総合活用計画の推進

市営住宅ストック総合活用計画（市営住宅長寿命化計画）に基づき、適切な維持管理等により長寿命化を図るとともに、効率的かつ効果的な市営住宅ストックの活用を推進します。

第2部 基本計画・各論

第1章

都市整備分野

第1節 快適で住み続けられる都市づくりの推進

第2節 緑豊かで良好な都市景観の形成

第3節 安全で利便性の高い都市基盤の充実



現状

- ・ 市では、「都市計画マスタープラン」に基づき、良好な市街地の創出と、快適で住み続けられる都市づくりの推進に向け、計画的なまちづくりに取り組んでいます。
- ・ 市の行政区域 7,347ha のうち、森林や丘陵地などの自然地在が 7 割を占めています。市街地は、台地部を中心に形成されています。また、市の全域は都市計画区域で令和 3 年 4 月 1 日現在の市街化区域は 16.3% (1198.0ha)、市街化調整区域は 83.7% (6,136.0ha) となっています。
- ・ 市では市内に点在する空き家について、防災、衛生上の観点から、適正管理を推進するほか利活用により空き家の解消を図るため、あきる野市空家等対策計画を策定し、総合的な空き家対策を進めています。

課題と対応の方向性

- ・ 震災・風水害、これらに起因する土砂災害などに備えた防災まちづくりや圏央道の整備効果等を生かした産業機能・拠点機能の強化など、持続可能な都市づくりや地域特性に応じた適正な土地利用の誘導を今後も継続することが必要です。
- ・ 人口減少社会においては、地域の特性や課題を踏まえながら、既存のストックを有効に活用し、まちづくりを進める必要があります。また、都市機能の集積や、地域の生活機能の維持に向けて、都市のスポンジ化対策を推進しながら、循環型社会の形成や成熟期に移行した都市づくりへと方向転換を図ることが必要です。

基本方針

- ・ 人口減少社会における自立性の高い都市の形成に向け、地域の特性に応じて、市民の生活を支える様々な都市機能や居住機能を再編・集約し、集約型の地域構造を有する都市づくりを進めます。
- ・ 既存ストックの有効な活用のほか緑豊かな環境の創出や地区にふさわしい土地利用を誘導するなど、快適で住み続けられる都市づくりを進めます。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和 2 年度	令和 8 年度
まちづくり案の策定数	0 箇所	2 箇所 (令和 8 年度)
産業系土地利用面積 (武蔵引田駅北口土地区画整理事業区域内)	0ha	2.8ha (令和 7 年度)
土地区画整理事業進捗率 (事業費ベース)	5.5%	100% (令和 7 年度)
管理不全の空き家の是正済み件数	115 件	200 件

施策の内容

1 計画的な土地利用の推進

① 地区の特性に応じた適正な土地利用の推進

都市計画マスタープランによる計画的な市街地形成の推進、都市農地や自然環境等に優れた区域の開発の抑制を図るなど、人口減少社会に対応したまちづくりに向け、地区の特性に応じた適正な土地利用を推進します。また、都市のスポンジ化対策や循環型社会の形成、成熟期に移行した都市づくりの必要性を踏まえ、民間や公共を問わず、地域の既存ストックを有効に活用していきます。

② 圏央道インターチェンジ周辺地区の土地利用転換の推進

初雁地区及び秋川高校跡地など、圏央道あきる野インターチェンジ及び日の出インターチェンジ周辺地区については、地域の特性に応じた適正な土地利用転換を推進します。

2 居住環境の整備

① 宅地開発事業等への指導

中高層建築物の建設や一定規模以上の開発行為といった宅地開発事業などに対しては、生活環境の向上や公共・公益施設等の立地を考慮し、地域と調和の取れた計画となるよう、開発事業者に対して必要な指導を実施します。

② 地区計画等を利用したまちづくりの推進

地区計画による地区施設の整備計画が定められている地区においては、道路や広場などの基盤整備とともに、新たな開発や既存のまちの環境保全などを図るため、地区計画等を活用したまちづくりのルールづくりを推進します。

3 市街地の整備

① 土地区画整備事業による市街地の形成

武蔵引田駅周辺地区は、土地区画整理事業により産業系複合市街地の形成を図ります。また、今後、新たに実施される土地区画整理事業は、組合等が主体となった土地利用、基盤整備及び市街地の整序により一体的に市

街地形成を図る地区については、民間施行等を含め、土地区画整理事業を推進します。

② 民間活力による新市街地の形成

周辺市街地の状況等により、土地利用転換に対する市場ニーズが期待される地区では、土地区画整理組合等、民間主体によるまちづくりの実施を検討し、新市街地の形成を図ります。

③ 空き家の適正管理

空き家の実態把握に努め、市民生活の安全と安心を確保するため、建物所有者への指導等を通じ、管理されていない空き家の適正管理を図り、市街地の荒廃や空洞化が発生しないよう、市街地の維持に努めます。

④ 既存ストックとしての空き家の活用

利活用が可能な空き家については、空き家の提供者と利用希望者を結ぶ「空き家バンク」のほか、観光や農業などの地域特性を生かした有効活用の取組を推進します。

第2節 緑豊かで良好な都市景観の形成



現状

- ・ 本市の緑の総量は、約5,100ha（市域の約70%）に及んでおり、その大半が山地・丘陵地などの樹林地と農地です。また、市街地の中にも貴重な緑が数多く残されています。
- ・ 崖線部にある約65haの樹林（崖線緑地）は、非常に特色ある緑として貴重な存在であり、市では、野辺地区、雨間地区、牛沼地区の一部の河岸段丘を保存緑地として指定し、保全を図っています。
- ・ 道路や公園などの公共施設においては、街路樹や公園施設として、緑の確保の取組を進めています。また、市民と協働のまちづくりの取組としてアダプト制度を取り入れており、市民等が自発的に取り組む緑化や美化、清掃などを支援しています。

課題と対応の方向性

- ・ 市街地に存在する緑地について、市街地における空洞化への対応や、ゆとりある良好な市街地環境を創出することが必要です。
- ・ 都市的土地利用を図る区域においては、適切かつ計画的な緑地の保全と創出を図ることが必要です。
- ・ 道路や公園等は、継続的な維持管理が求められます。そのためには、通常の維持管理のみならず、市民との協働のまちづくりとして、現在取り組んでいるアダプト制度等を継続する必要があります。しかしながら、登録団体の高齢化等により、団体数が減少傾向にあることから、協働のまちづくりを進めるためには、魅力的なきっかけづくりや意識の醸成等が必要です。

基本方針

- ・ 都市的土地利用における緑地空間の創出と都市的な土地利用を抑制し緑地空間の保全の二面性を確保していくため、公園や都市緑地等の保全・創出に努めます。
- ・ 市民が快適な生活を送ることができるよう、良好で自然と調和した市街地の形成に取り組みます。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
緑豊かな都市環境の形成に対する満足度（「満足」「まあ満足」計）	24.8%	25.0%
崖線緑地の保全箇所数	3か所	3か所以上
アダプト制度登録団体数	5団体	現状維持

施策の内容

1 緑豊かな環境づくりへの総合的な取組

① 緑確保の推進

保全すべき緑と確保すべき緑を明確にしながら、緑の保全、創出及び活用に努めます。

② 魅力ある景観づくりの推進

豊かな自然環境や歴史・文化、市街地などの地域特性を生かし、市民参加や諸制度を活用した景観づくりを進めます。

③ 市民参加による地域づくり

市民の生活に密着した道路や公園等の地域づくりを推進するには、身近な環境づくりに対する市民意識の高揚や地域コミュニティの活性化を図る必要があるため、市自らも手本となる施策を検討し、市民参加を継続します。

2 公園・緑地の整備保全・創出

① 公園・緑地の適正管理

市民に親しまれ、憩いの場である公園は安全に利用できるよう、適切に管理するとともに、緑地機能の保全を図ります。また、公園機の多様性について検討していきます。

② 崖線の緑地の保全

秋川や平井川などの河岸段丘に残された良好な崖線の緑地は、生物多様性保全の観点からも貴重であるため、保全を図ります。

第3節 安全で利便性の高い都市基盤の 充実



現状

- ・ 都市計画道路は20路線で、総延長が約38,700mあり、令和3年度現在の整備済延長は26,620mで、整備率は68.8%になっています。
- ・ 市道の維持補修は、幹線道路などの優先順位の高い路線から整備を行っています。
- ・ 公共交通機関の一つであるJR五日市線の1日平均の乗車人員は、平成20年度以降概ね減少傾向であり、令和2年度の市内5駅合計の1日平均の乗車人員は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、15,961人となっています。
- ・ 高齢化や人口減少などにより、公共交通の空白地域を中心に交通弱者が増加することが予想されます。このため、市では、公共交通実証実験等を通じて、持続可能な公共交通網の構築に向け、公共交通の整備手法などの検討を進めています。
- ・ 公共下水道の令和3年3月31日現在の整備率は、都市計画決定面積約1,659haのうち、80.47%（約1,335ha）となっています。
- ・ 市内には、秋川、平井川、多摩川の3水系及びその流域が存在し、国、東京都及び市の河川管理者により、維持・管理を行ってきました。

課題と対応の方向性

- ・ 東京都における都市計画道路の整備方針に基づき、幹線道路網の骨格となる都市計画道路の整備が必要です。
- ・ 市内外を結ぶ幹線道路や地区の幹線道路、生活道路など、体系的な道路網を構築し、それぞれの機能に応じた整備を進めていくことが必要です。

- ・ 道路の舗装・付属物の老朽化により、歩行者や自転車、自動車の通行に支障が生じることがないように、維持補修の充実が必要です。
- ・ 公共交通の利用者の減少は、運行便数に影響を及ぼす可能性があることから、公共交通の維持に向けて、利用者の増加に向けた取組が必要です。また、利用者の利便性の一層の向上や輸送力の強化に向け、公共交通事業者への働きかけが必要です。
- ・ 高齢者、交通手段を持たない市民などを対象とした移動手段の確保が求められており、公共交通対策の充実が必要です。
- ・ 公共下水道の整備を進めるとともに、下水道管きよの適切な維持管理を推進し、下水道事業の安定的な運営に取り組むことが必要です。
- ・ 市内の法定外河川は、法定河川を管理する国や東京都と連携し、河川の維持・保全を行っています。市が管理する河川のうち、主な河川については、近年の気候変動による影響を踏まえ、治水や利水に対応した河川整備の在り方を検討する必要があります。

基本方針

- ・ 今後の交通需要等を注視しながら、都市計画道路等の整備を推進し、駅周辺の整備や公共交通機関の利便性の向上、地域に適した公共交通の整備等に取り組めます。
- ・ 安全で利便性の高い都市基盤の充実に向け、自動車の通行だけでなく、自転車や歩行者への通行にも配慮した道路整備を進めます。
- ・ 安全で利便性の高い都市基盤の充実に向け、汚水処理の推進などに取り組めます。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和 2 年度	令和 8 年度
都市計画道路の整備率	68.8%	72.0%
舗装の修繕工事の延長	—	1,000m
市内全域の公共交通網の構築	未構築	構築又は構築の 目途が立っている
汚水人口普及率	96.5%	99.0% (令和 7 年度)

施策の内容

1 道路の整備

① 道路の整備の推進

東京都における都市計画道路の整備方針に基づく都市計画道路の整備を推進・促進します。また、面的整備などの手法も取り入れつつ、東京都と連携し、道路ネットワークの骨格形成を図ります。

② 道路施設の整備・維持管理

安全で快適な通行空間を確保し、都市景観や防災性の向上を図るため、市道整備計画に基づき、道路施設の整備・維持管理を推進します。

③ 道路・橋りょうの維持管理・更新の推進

道路・橋りょうの長寿命化を図るため、道路舗装維持補修の優先順位や橋梁長寿命化計画に基づき、維持管理・更新を推進します。

2 交通体系の整備

① 既存の公共交通の維持及び利便性の向上

既存の公共交通を可能な限り維持するため、交通需要の維持・拡大に向

けた取組や交通不便地域対策を継続します。また、公共交通事業者への働きかけ等により、利便性の向上に努めます。

② 地域公共交通ネットワークの形成に向けた公共交通対策の検討・推進

地域公共交通ネットワークの形成に向け、都市計画マスタープラン、公共施設等総合管理計画等との連動性を考慮しながら、公共交通優先検討区域における実証実験等を通じて、公共交通空白地域の解消などの公共交通対策に取り組みます。

③ 公共交通の利用に関する意識啓発

公共交通の維持・導入に当たっては、一定の交通需要が必要であることから、市民等を対象に、公共交通の利用促進に向けた意識啓発に取り組みます。

3 汚水処理による持続可能な公共水域の保全

① 下水道整備事業の推進

下水道事業経営戦略及び策定作業を進めている（仮）汚水整備計画に基づき、下水道整備事業を推進します。

② 下水道施設の維持管理及び緊急対応の充実

下水道施設については、民間活力による維持管理を推進するとともに、ストックマネジメント計画に基づき計画的に更新します。

4 河川の整備

① 河川施設の整備・維持管理

河川の維持・保全とともに、治水・利水整備について検討します。必要に応じて、自然に近く良好な水辺環境を損なわないよう配慮します。

第2章

産業振興分野

第1節 地域特性を生かした産業振興の促進

第2節 活力ある商工業の振興

第3節 歩きたくなる街あきる野を目指した観光業の振興

第4節 消費志向に合わせた都市型農業の推進

第5節 自然と調和した林業の推進

第6節 秋川の資源を活用した水産振興の推進

第1節 地域特性を生かした産業振興の促進



現状

- ・ 市内には、比較的小規模な事業所が点在しているほか、職住近接のまちづくりの一環として企業を誘致するために秋留台西地区、小峰台工業団地、菅生テクノヒルズ地区を整備しており、これまでに多くの事業者が進出しています。
- ・ 市街化区域内における産業系土地利用の割合は、平成28年3月現在9.5%となっており、西多摩（奥多摩町と檜原村を除く6市町）の割合の23.9%を大きく下回っています。
- ・ 圏央道が東名高速道路や東北自動車道などに接続され、物流の広域的なネットワークが形成されたことから、産業系土地利用への期待が高まってきています。
- ・ 区画整理が進められている武蔵引田駅周辺地区や東京都の所有地である秋川高校跡地の土地利用について注目されています。
- ・ 市内の事業所数等は、平成28年時点（経済産業省「経済センサス活動調査」による）で2,349事業所、従業者数21,510人となっており、平成26年と比べると共に減少しています。

課題と対応の方向性

- ・ 本市の経済基盤の強化に向け、都心からの近接性や圏央道等の整備効果などの優位性等を生かした産業振興が必要です。
- ・ 職住の調和した産業系複合市街地の形成に向け、武蔵引田駅周辺地区や秋川高校跡地における土地利用の取組が必要です。
- ・ 地域産業の振興と持続的な発展に向けて、事業承継の支援や起業しやすい環境の整備などが必要です。

基本方針

- ・ 地域経済力を強化するため、圏央道の整備効果による物流の広域的ネットワークと地域特性を生かした産業振興を促進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
産業系土地利用面積 (武蔵引田駅北口土地区画整理事業区域内)	0ha	2.8ha (令和7年度)
事業所の従業者数	21,510人 (平成28年度)	維持

施策の内容

1 産業振興の推進

① 総合的な産業振興の推進

都心からの近接性や圏央道の整備効果などの優位性を生かしながら、新たな産業の創出・育成に向けて、計画的な産業振興策等を検討します。

② 計画的な企業立地の推進

周辺市街地との調和や自然環境の保全に配慮しながら、地域産業に適した立地環境の整備と併せて、企業立地を推進します。また、立地環境に優れた武蔵引田駅周辺地区や秋川高校跡地では、産業系複合市街地のまちづくりの特性に合わせて企業立地を進めます。

③ 産業振興体制の強化

圏央道の整備効果などを踏まえ、新たな企業と連携したまちづくりや産業振興が推進できる体制・仕組みづくりについて検討します。

第2節 活力ある商工業の振興



現状

- ・ 市では、商店街振興プランに基づき、商店街がにぎわいを創出する活性化事業を支援するとともに、活力と魅力ある商店街づくりを推進しています。
- ・ 広域的な集客力をもつ商業施設の進出や消費スタイルの多様化を背景に、全国的に商店街の平均店舗数が減少し、空き店舗等が増加している中、本市においては、空き店舗対策等の商店街づくりの取組の効果などから、1商店街当たりの平均店舗数が、ここ数年では増加傾向にあります。
- ・ 技術革新や経済のグローバル化などが進展する中、企業では、ICT技術を活用したDXによるビジネスモデルや組織を変革する取組が始まっています。
- ・ あきる野創業・就労・事業承継支援ステーションBi@Sta（ビスタ）が平成29年度に実施したあきる野商工会の会員へのアンケート調査では、経営者のうち、60歳代以上が約8割を占めており、その6割以上が事業を継続させたいと回答しています。
- ・ あきる野創業・就労・事業承継支援ステーションBi@Staの利用件数は年々増加傾向にあり、平成28年度の開設以降、5年間の起業実績は69人に達しています。

課題と対応の方向性

- ・ 今後の少子化による人口減少などから、本市においても店舗数の減少や空き店舗の増加が予測されることから、引き続き、空き店舗対策等の商店街の活性化に取り組むことが必要です。
- ・ 企業によるDX推進等の動向を踏まえ、地域産業の更なる育成に取り組むことが必要です。
- ・ 事業を継続させたいという経営者の意向を踏まえ、事業承継や後継者の育成などの継続的な取組が必要です。

基本方針

- ・ 商工会をはじめ関係機関との連携を強化し、まちづくりの視点をもって商店街の集客力向上や活性化の取組などを支援します。
- ・ 既存の商工業者に対する事業承継や起業を志す方などの支援、融資制度の充実などに努め、活力ある商工業の振興を図ります。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
商店会の会員数	330人	維持
商工会の加入率	62%	維持
Bi@Sta 利用者の創業件数 (開設以降の累計値)	69件	151件

施策の内容

1 商工業者の支援

① 商工業者の育成

商工会や関連機関との連携により、人材の確保や事業承継の支援を推進するとともに、専門家による経営改善や販路拡大を図り、併せて資金調達や設備導入等を支援します。

② 起業・創業の支援

地域産業の情報発信を強化しながら、あきる野創業・就労・事業承継支援ステーション Bi@Sta において、引き続き起業・創業を支援します。

2 商工業の振興

① 活力と魅力ある商店街づくりの推進

商店街がにぎわいを創出する活性化事業を支援するとともに、活力と魅力ある商店街づくりを推進します。

② 空き店舗の活用の促進

空き店舗のリノベーションや創業希望者への支援を行うことで、空き店舗の活用を促進します。

③ 特色ある店舗づくりの支援

商店街のセールや地域イベントとの連携など、地域特性を生かした事業展開や専門家の活用などにより、特色ある店舗づくりを支援します。

④ ICT等の活用による顧客の確保・拡大の支援

商工業者が、市場の変化を的確に捉え、持続可能な事業を展開できるよう、ICTの活用を促進します。

第3節 歩きたくなる街あきる野を目指した観光 業の振興



現状

- ・ 本市には、四季折々に表情を変える山々や秋川渓谷などの豊かな自然環境、地域の歴史を物語る文化遺産や郷土芸能、貴重な地質・地形や化石その他の自然遺産など、観光まちづくりに活用できる地域資源が豊富に存在しています。
- ・ 市では、地域住民や商工業者、観光業者などとの連携の下、地域資源の象徴である「秋川渓谷」のブランド化などに取り組んでいます。
- ・ 観光キャラバンの実施や秋川渓谷五日市観光情報コーナーの運用、各種パンフレットの作成、SNSを活用したプロモーション活動等により平成29年の年間入込観光客数は、250万人を超えています。また、インスタグラムにおける秋川渓谷の登録数は、令和3年10月現在45,000件を超えています。マイクロツーリズムへの関心も高まる中、国内外における秋川渓谷の認知度は向上しています。
- ・ 高度情報社会の進展により、インターネットやSNS等の活用や映像等による情報発信の重要性が更に高まっています。

課題と対応の方向性

- ・ 持続的な地域経済の発展に向け、地域住民や商工業者、観光業者などとの連携を深め、観光産業を発展させることが必要です。
- ・ 「秋川渓谷」のブランド化に向け、観光施設や観光ルート、駐車場、観光トイレ等の環境整備に取り組むことが必要です。また、地域資源を活用したツーリズムの確立に継続して取り組むことが必要です。
- ・ 本市の魅力発信に向け、これまでの観光キャラバンなどの取組に加え、インターネットやSNS等の更なる活用に取り組むことが必要です。また、アフターコロナを見据え、観光用誘導標識の多言語化等に取り組むことが必要です。

基本方針

- ・ 東京のふるさと・あきる野の魅力を発信し、観光客の増加と観光産業の発展を目指す「観光都市あきる野」の取組を推進します。
- ・ 地域住民や商工業者、観光業者などとの連携の下、自然の豊かさと都市機能を併せもつ本市の地域特性を生かし、多面的で変化に富んだ体験型の観光施策を進めます。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
観光入込客数	250.5万人/年 (平成29年度)	250.5万人/年 (令和5年度)
秋川渓谷 Wi-Fi (アクセス数)	90,226 件	91,000 件
あきる野市観光情報 Facebook ページファン数	2,976 人	3,600 人
秋川渓谷 LINE アカウント友達数	2,649 人	3,200 人

施策の内容

1 総合的な観光まちづくりの推進

① 観光プロモーション事業の推進

観光パンフレット・ポスター、市ホームページ、SNS等のツールを活用した情報発信、観光事業者等と連携した観光キャラバンを実施し、秋川溪谷の更なるブランド化を推進します。

② 広域観光連携事業の推進

近隣自治体と連携した広域的な観光イベント等の実施により、本市の観光情報や魅力の発信を推進します。

③ 観光関連組織等との連携強化

秋川溪谷観光関係機関連絡会等との連携により、戦略的なマーケティングに基づく観光プロモーションを計画・展開することで効果的な誘客を図ります。

④ 国際化対応の推進

多言語観光案内標識の整備や、外国人観光客の受入体制の整備・充実を図ります。

2 楽しく歩けるまちづくりの推進

① 観光情報基盤の充実

観光客の利便性・快適性を向上させるため、観光サイン等のインフラ整備、市ホームページ、SNSをはじめとした観光情報発信ツールの拡充を進めます。

② 観光駐車場及び公衆トイレ機能の充実

観光客が快適に市内を回遊できるよう、観光駐車場や公衆トイレの計画的な整備を進めるとともに、地域との協働による維持管理を行います。

③ 市内回遊と交通ネットワークの連携・整備の推進

公共交通事業者等との連携を強化し、観光拠点へのアクセスを向上させ、市内を回遊させる交通ネットワーク、観光ルートの景観整備、観光サインの整備を推進します。

3 豊かな観光資源・自然文化の保全と魅力の創出

① 観光拠点の魅力アップ整備の推進

秋川渓谷観光の拠点施設である「秋川渓谷瀬音の湯」及び「秋川渓谷戸倉体験研修センター」において、観光客が快適に楽しく過ごせるよう、施設の適正な維持管理・整備を進めます。

② 観光ルートの整備の推進

市民や観光客が楽しく散策できるよう、ハイキングコース等の観光ルートの整備を推進します。また、観光パンフレットを作成し、観光ルートの利用の促進に取り組みます。

③ 地域資源を生かしたツーリズムの確立

地域資源を活用した持続可能なツーリズムを推進するため、観光まちづくりの取組を進めるとともに、広域的な魅力ある観光圏の形成、人材育成等に取り組みます。

④ 集客性の高いイベントの支援

観光情報の積極的な発信により、観光客の増加を図るとともに、市のイメージアップを推進するため、観光協会、地域団体等が実施するイベントを支援します。

⑤ 観光と地域文化関連情報の総合的・多角的なPRの推進

秋川渓谷の魅力を発信するため、首都圏からの観光客をターゲットとした観光プロモーションを展開し、秋川渓谷の魅力を発信するとともに、歴史・文化や地域資源の活用により、観光と地域文化関連情報の総合的・多角的なPRを推進します。

第4節 消費志向に合わせた都市型 農業の推進



現状

- ・ 市では、農業振興計画に基づき、新たな担い手の育成・確保、直売所の充実や遊休農地の有効活用、食の取組など、地産地消型農業を基本とした農業振興を推進しています。
- ・ 農業従事者の高齢化が進行していることに伴い、担い手となる新規就農者を育成・確保する仕組みづくりが必要であることから、農業委員会や関係機関と連携して、農業者の育成を進めています。
- ・ 農業者の高齢化や担い手不足などによる遊休農地化が問題となっています。そのため、遊休農地を再生し、農業経営の規模拡大を図るなど、直売所に農産物を供給する農地として活用しています。
- ・ 市内3か所の直売所を拠点として、新鮮で安全・安心な農畜産物を市民等に供給する地産地消型農業を推進しています。
- ・ サルやイノシシ、ハクビシンなどの野生鳥獣による農作物被害が深刻化しています。

課題と対応の方向性

- ・ 本市の農業を継続するため、担い手となる農業者の育成に引き続き取り組む必要があります。
- ・ 農業者の高齢化や担い手不足などによる遊休農地化が更に進行する可能性があることから、利用集積等により、農地の有効活用を進める必要があります。
- ・ 地産地消型農業の推進に向け、直売所がより市民等に利用されるよう、年間を通じて安定的に農畜産物を供給できる体制を整える必要があります。

- ・ 農作物被害をもたらす有害鳥獣対策に取り組み、農業経営者の生産意欲の向上と農業経営の安定化を図ることが必要です。
- ・ 今後の人口減少社会を見据え、農地の基盤整備や農業体験等による農業振興など、農業振興策の研究や検討を進める必要があります。

基本方針

- ・ 持続的発展が可能な地域農業の実現を目指して、消費者の志向に合ったあきる野ならではの地産地消型農業を更に推進します。
- ・ 消費者がより良い農産物を安心して購入できるよう、販路の拡充や環境にやさしい農業の振興を図ります。
- ・ 持続的な農業振興に向け、方策の研究・検討を進めます。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
新規就農者数	6人	12人
農産物等の地域ブランド数 (東京都地域産業資源指定)	5件	維持・拡大
直売所会員売上額(市内3か所)	37,039万円	40,000万円
農地の利用集積(利用権の設定)	151ha	211ha
耕作放棄地面積	58ha (2015農業センサス)	減少

施策の内容

1 多様な農業者の育成・確保

① 農業経営者の支援と確保・育成

農業経営の規模拡大や合理化など、自らの農業経営改善に意欲的に取り組む認定農業者や農業後継者を支援するとともに、定年退職者や他分野からの新規就農者の確保・育成を図ります。

2 魅力ある農業経営の確立

① 農産物の販売施設の拡充

3か所の共同直売所（秋川ファーマーズセンター、五日市ファーマーズセンター、秋川溪谷瀬音の湯物産販売所「朝露」）の充実や新たな販路の拡大など、農産物の販売施設の拡充を図ります。

② 安全・安心な農畜産物の供給

農薬の適正使用を図るため、秋川・五日市のファーマーズセンターの会員である農業者に生産履歴の記録と報告を継続するとともに、「東京都エコ農産物認定制度」の普及・啓発を行うなど、市民に新鮮で安全・安心な農畜産物の供給を図ります。

③ 農産物のブランド化の推進

東京都の地域産業資源として指定された「のらぼう菜」「東京しゃも」「秋川牛」等の地域の特色ある農産物の生産拡大とともに、スイートコーンをはじめ、新たな農産物や加工品の研究など、農産物のブランド化を推進します。

④ 農業・農業者とのふれあいの場の創出

市民が土に親しみ、農業への理解を深めるとともに、農業に関心をもつ市民等が農業指導を受けられる市民農園の機能の充実や農業者との交流の深化を図るため、生産現場の見学や収穫体験などを行う「あきる農を知り隊」の取組を通じて、農業・農業者とのふれあいの場を創出します。

3 生産環境の整備

① 優良農地の保全

農業振興地域内農用地などの一団の農地は、土地改良事業、農道、取水堰、用排水路の整備に努め、農業生産力の高い農地として保全を図ります。

② 遊休農地の利用集積等による農業生産の拡大と農地の有効活用の促進

効率的かつ安定的な農業経営に向け、遊休農地を再生し、利用集積や流動化による農業生産の拡大と農地の有効活用を促進します。

③ 農作物への被害防止対策の推進

有害鳥獣の適切な捕獲など、農作物への被害防止対策を推進します。また、狩猟免許保有者の確保などを図るため、市民や農業者などで組織される「あきる野の農と生態系を守り隊」に対し、狩猟免許取得等の支援をします。

4 農業振興策の検討等

① 農業振興策の研究・検討

人口減少社会を見据え、農業従事者等の減少が予測される中、持続的な農業振興に向け、農地の基盤整備や農業体験等イベント化など、農業振興策の研究・検討を進めます。

第5節 自然と調和した林業の推進



現状

- ・ 市域の約60% (4,395ha) を占める森林の多くは、スギとヒノキの人工林であり、その面積は3,305ha (人工林率75%) となっています。このスギとヒノキの多くは、木材として利用可能な50年生以上が多く、25年生以下の若い森林が少ないなど、偏った林齢構成となっています。
- ・ 国内の木材自給率は回復してきていますが、外国産材の輸入や生産コストの増大などによる木材価格の長期低迷は続いており、林業経営者の経営意欲の減退、林業従事者の減少・高齢化が進んでいます。さらに、人工林の伐採の停滞や間伐などの保育管理が進まないことから、人工林の荒廃や人工林から飛散する花粉が原因の花粉症が社会問題となっています。
- ・ 市では、市民や企業などとの協働による森づくりを進めるとともに、森林整備計画に基づき、林業経営の安定化や森林の公益的機能を高める施業の推進、路網整備や多摩産材の利用拡大の推進など取り組んでいます。

課題と対応の方向性

- ・ 伐期を迎えた豊富な森林資源の活用、林業の担い手の確保・育成、施業の効率化・低コスト化の推進など、林業経営基盤の整備に取り組むことが必要です。
- ・ 間伐等による森林の健全化、市民や企業などとの協働による森づくりの拡充など、公益的機能の維持増進に取り組むことが必要です。

基本方針

- ・ 森林整備計画を推進するため、森林の有する多面的機能の充実と機能間の調整を図り、地域特性や市民ニーズに応じた適正な森林施業の実施により、健全な森林資源を維持造成し、自然と調和した林業を推進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
林道開設計画（市施工分）	28m	100m
森林経営管理制度意向調査の実施件数（累計）	0件	60件
森林再生事業の実施面積	68ha	70ha
協働による森づくりの協定件数	3件	維持・拡大

施策の内容

1 林業経営基盤の整備

① 東京都森林組合との連携強化

森林整備、林業従事者と後継者の確保・育成、施業の集約化につながる作業路網整備、高性能林業機械やスマート林業の導入による効率化・低コスト化などを推進するため、森林・林業を守り育てる中心的な役割を果たしている東京都森林組合との連携を強化します。

② 生産基盤の整備の推進

施業の効率化による生産性の向上を図るため、国や東京都と連携した路網の整備（林道の開設・改良等）を計画的に実施するなど、生産基盤の整備を推進します。

③ 多摩産材の利用拡大の推進

林業の再生や木材関連産業の活性化、森林の循環を図るため、公共建築物等における木材の利用やPRなどにより、多摩産材の利用拡大を推進します。

④ 森林環境譲与税の活用

森林環境譲与税の活用により、間伐等の森林整備に加え、森林整備を促進するための人材育成・担い手の確保や木材利用の促進・普及啓発に取り組みます。

2 公益的機能の維持増進

① 公益的機能の発揮を重視した森林施業の推進

水源のかん養や土砂流出の防止、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の緩和を図るため、間伐等に対する支援を行うとともに、治山事業の促進を東京都に働きかけるなど、森林の有する公益的機能の発揮を重視した森林施業を推進します。

② 市民や企業などとの協働による森づくりの推進

林業の現状や森林の公益性をPRするための情報発信を行い、郷土の恵みの森づくり事業との連携を図りながら、市民や企業・自治体、ボランティアなどとの協働による森づくりを推進します。

第6節 秋川の資源を活用した 水産振興の推進



現状

- ・ 秋川では、アユやヤマメ、マスなどを対象とした遊漁が行われています。
- ・ 市では、水産資源の保護育成に向け、関係機関との連携の下、魚道の維持・管理等に取り組んでいます。
- ・ 東京都では、多摩川におけるアユの遡上調査を行っており、令和2年では、推定37万尾の遡上が確認されました。これらのアユが、かつては江戸幕府へ上納されていた「江戸前アユ」のように、水産資源として活用されることが期待されます。

課題と対応の方向性

- ・ 災害や環境変化による河川環境の悪化に対応するため、引き続き魚道の維持・管理に取り組むことが必要です。
- ・ 水産振興に向け、アユのブランド化等を進めることが必要です。

基本方針

- ・ 水質の改善や魚道の改修等により、アユが遡上し続けられるような魚道環境の維持・管理に取り組みます。
- ・ アユのブランド化を推進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
魚道の維持・管理件数	4件	維持

施策の内容

1 水産振興の推進

① 魚道の維持・管理

魚道の設置目的である「魚が常に遡上、降下できる河川」を実現するため、国、東京都及び関係市町村と連携して魚道の機能回復及び改修等に取り組んでいきます。

② 江戸前アユのブランド化

東京湾から遡上する天然アユの遡上促進が図られるよう調査等に努めるとともに、アユのブランド化に取り組めます。

第3章

市民生活・環境分野

第1節 連帯・交流に支えられた豊かな地域社会の形成と多文化共生社会の推進

第2節 安全な暮らしを守る地域づくりの推進

第3節 清潔で快適な循環型社会システムの構築

第4節 水と緑に恵まれた生活環境づくりの推進

第1節 連帯・交流に支えられた豊かな地域社会の 形成と多文化共生社会の推進



現状

- ・ 少子高齢化や核家族化、共働き家庭の増加などを背景に、地域におけるコミュニティ活動への参加者の減少や組織の担い手の高齢化などが進んでいます。令和3年度に83町内会・自治会に加入している世帯数は、16,159世帯（加入率44.6%）で、加入率は10年前に比べて13.6ポイント減少しています。
- ・ 町内会・自治会は、本市において、地域コミュニティの中心的な役割を果たしており、今後も生活に密着したコミュニティとして、まちづくり等で果たす役割がより大きくなることが予想されます。
- ・ 地域の課題等の解決に向け、市民や市民活動団体、民間団体の参画の下、防災・安心地域委員会、各地域の活性化委員会、森林サポートレンジャー、地域ぐるみの支え合い推進協議体等が活動しています。
- ・ コミュニティ会館や学習等供用施設などを利用し、サークル活動などを行っている地域コミュニティ団体について、令和2年度の会館利用件数は、1,825件となっており、10年前と比べると約5割に減少しています。
- ・ 令和3年1月31日現在の外国人住民は、1,057人となっています。出入国及び難民認定法の改正等に伴い、本市における外国人住民の数は増加傾向であるとともに、今後は、外国人材が様々な場面で活躍すると予想されます。
- ・ 平成10年にマールボロウ市（アメリカ合衆国マサチューセッツ州）と国際姉妹都市関係を結び、毎年、中学生の派遣とマールボロウ市友好訪問団の受入れを行っています。

課題と対応の方向性

- ・ 地域コミュニティの維持・活性化に向け、町内会・自治会や、各種団体への継続的な支援が必要です。

- ・ 地域のつながりを生み出す地域コミュニティ団体が安定して活動できるよう、継続的な支援が必要です。
- ・ 外国人材が本市で安心して暮らしていけるよう、異文化の理解促進や外国人にやさしいまちづくりが必要です。
- ・ グローバル化が進行する中、豊かな国際感覚を持ち国際社会の一員として活躍できる人材を育成するため、海外でホームステイを体験する中学生やアメリカの子どもたちを受け入れる家庭、学校、地域において、異文化理解の促進が必要です。

基本方針

- ・ 地域コミュニティの強化に向け、町内会・自治会の活動や加入促進の支援、防災・安心地域委員会などの各種団体の支援、地域コミュニティ団体への活動の場の提供などに取り組みます。
- ・ 市民が郷土に誇りをもち、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という自主的・自発的な意思の下に、連帯・交流に支えられた豊かな地域社会の形成を図ります。
- ・ 外国人住民が、本市で安心して暮らしていけるように、多文化共生のまちづくりを進めるとともに、国際的視野をもつ人材の育成に取り組みます。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
町内会・自治会世帯加入率	46.5%	維持・向上
コミュニティ会館・学習等供用施設利用件数	1,825件	維持・拡大
国際化の推進の満足度	5.0%	30.0%

施策の内容

1 地域コミュニティの活性化

① 町内会・自治会への加入の促進

転入者及び未加入者に対する町内会・自治会への加入の案内や不動産協会、宅地建物取引業協会等の協力による加入の呼びかけなど、地域コミュニティの基礎となる町内会・自治会への加入を促進します。

② 町内会・自治会の活性化の支援

高齢化社会、ライフスタイルの多様化等、時代の変化に即した町内会・自治会運営への改革を支援します。また、円滑な活動ができるよう、町内会・自治会の適正規模化の取組を支援します。

③ 町内会・自治会活動の支援

地域力の向上と地域組織の充実を図るため、町内会・自治会が地域の課題を解決するために自主的・自発的に行う取組などを支援します。

④ 町内会・自治会間の交流の支援

地域コミュニティの活性化を図るため、地理的に隣接していない地区同士も含め、町内会・自治会の積極的な交流を支援します。

⑤ 各種団体の支援

防災・安心地域委員会、各地域の活性化委員会、森林サポートレンジャー、地域ぐるみの支え合い推進協議体等が安定して活動できるよう、情報や資材、活動内容を発表する場の提供など、必要な支援を行います。

⑥ 地域コミュニティ団体の支援

市内の各地域で組織されている地域コミュニティ団体が安定して活動できるよう、コミュニティ会館や学習等供用施設を活動の場として提供します。

2 多文化共生社会の推進

① 外国人にやさしいまちづくりの推進

人種や国籍に関わらず、それぞれの文化の違い等を相互に理解し、尊重し合えるよう、意識啓発等に取り組みます。

また、ホームページ・各種パンフレット等における外国語での表記、まちの標識における英語等の表記やピクトグラムを追加、外国人相談窓口の継続など、外国人にやさしいまちづくりを推進します。

② 国際化推進体制の充実と関係団体への支援

国際交流等を推進するため、市民や国際化推進団体などとの連携・協力を進め、関係団体の運営等を支援します。

③ 国際交流活動の推進

国際的視野をもつ人材の育成を図ることを目的とし、市立中学校に在籍する生徒の海外派遣やマールボロウ市生徒の受入れなど、米国をはじめとする国々との交流を推進します。

第2節 安全な暮らしを守る地域づくりの推進



現状

- ・ 平成12年、国において「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」が制定されました。本法に基づき、東京都により市内では「土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）」778か所、「土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）」740か所が指定されています。
- ・ 市では、地域防災計画に基づき、災害に強いまちづくりと地域力の強化を図るために設立した防災・安心地域委員会、町内会・自治会などと連携し、地域における防災の中心的役割を担う「地域防災リーダー」を育成しています。令和3年3月現在の認定者は805人となっています。
- ・ 近年日本各地で大雨による災害が発生しており、南海トラフ地震や首都直下地震など、近い将来、大規模地震の発生が予測されていることから、災害に対する関心は一層高まっています。
- ・ 消防団は、火災予防啓発と火災時の消火活動をはじめ、台風等災害対応において、防火・防災の要として活動しています。その一方で、近年、就労形態の多様化や対象年齢層の減少などにより、団員数は減少傾向にあります。
- ・ 市内の刑法犯等の犯罪件数は、町内会・自治会、防犯協会等、地域の各種ボランティア組織、五日市・福生両警察署等との連携により減少傾向にあります。
- ・ 市では、交通事故等を防ぐために、町内会・自治会、交通安全協会などの各種ボランティア組織、五日市・福生両警察署、学校等教育機関と連携し、交通安全思想の普及・啓発により、交通安全対策に取り組んでいます。
また、特殊詐欺は手口が様々で巧妙化しているため、町内会・自治会、金融機関、警察等様々な関係団体と連携し、被害防止対策に取り組んでいます。
- ・ 本市は、平成28年4月1日に、世界平和や人権尊重の思いを込めた市民憲章の趣旨に則り、平和首長会議に加盟しています。
- ・ 公害等に関する苦情は、近年増加し、年間170件ほどとなっています。

課題と対応の方向性

- ・ 「土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）」「土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）」の指定から、地域防災計画等を踏まえ、土砂災害に対する取組を進めることが必要です。
- ・ 東日本大震災以降の災害に強いまちづくりや地域における防災活動の重要性の高まりや、災害に対する関心の高まりから、これまで以上に、「自助・共助」意識の醸成を推進することが必要です。
- ・ 消防団が組織的に充実した活動が展開できるよう、団員の確保に取り組むことが必要です。
- ・ 犯罪が発生しないまちづくりに向け、町内会・自治会、防犯協会等、地域の各種ボランティア組織、五日市・福生両警察署等が、今後も連携し取り組んでいける環境づくりが必要です。
- ・ 交通事故等を防ぐために、子どもから高齢者までの通勤、通学、買い物等、日常生活様式を踏まえながら、一人一人が交通安全意識を高くもつことが必要です。このためには、今後も引き続き、各種関係団体との連携の下、交通安全思想の普及・啓発に取り組むことが必要です。
また、各種関係団体との連携により、今後も特殊詐欺の被害防止対策に取り組むことが必要です。
- ・ 本市の平和を維持していくため、今後は、市民とともに、平和に関する取組を進める必要があります。
- ・ 市民の健康と安全を確保するため、公害防止に取り組むことが必要です。

基本方針

- ・ 町内会・自治会や防災・安心地域委員会などの自主防災組織と連携して、地域の防災行動力の向上に取り組めます。
- ・ 交通事故や各種犯罪等の発生抑制、平和の維持、公害防止などに取り組み、市民が安全かつ安心に暮らせるまちづくりを推進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
地域防災リーダー数	805人	1,200人
消防団員数	357人 (令和3年4月1日)	450人
家庭内備蓄の実施率	53.6% (平成28年度)	70.0%
犯罪率 (人口千人あたりの刑法犯認知件数)	0.33%	0.25%
人身事故件数(市内発生分)	164件	減少
非核平和都市宣言の発信	宣言していない	宣言している
環境基準の達成率(大気、水質等)	96.9%	98.0%

施策の内容

1 防災・消防対策の推進

① 防災施設・設備等の充実

地震などによる大規模災害に備え、避難施設の確保と避難所開設時の生活環境の整備を推進します。

地震発生時の火災を原因とした被害の低減を図るため、延焼防止に効果のある公園緑地などのオープンスペースを確保するとともに、幹線道路の整備等を促進します。

消防水利の不足地域や土地区画整理事業等の施行区域では、防火水槽等の消防水利の整備・充実に努めます。

② 人材の育成や地域防災力の強化

災害に強いまちづくりと地域力の強化を図るため、防災・安心地域委員会や町内会・自治会などの自主防災組織による地域ぐるみの活動を支援します。

また、地域防災力を強化するため、自助と共助の意識を醸成し、防災・安心地域委員会とともに地域防災の中核を担う「地域防災リーダー」を育成します。

市や国、東京都の防災に関する取組や地域の防災に関する情報などを市民や事業者に周知し、防災意識の向上を図ります。また、市民の自助意識を醸成し、市民が個々に必要なものを備える家庭内備蓄の推奨に努めます。

③ 消防力の充実

消防活動を円滑に実施するため、消防団員の確保に努めるとともに、特定の活動のみに参加する機能別消防団員を確保することにより、組織の強化を図ります。また、設備等の充実を図ります。

④ 避難行動要支援者の支援体制づくりの推進

障がい者や要介護者、一人暮らしの高齢者など避難行動要支援者の把握に努めるとともに、各所管部署が中心となって消防や警察、町内会・自治会、防災・安心地域委員会などとその情報を共有し、発災時における避難行動要支援者の支援方法と支援体制づくりを推進します。

⑤ 住宅の耐震化の推進

地震発生時の住宅崩壊による被害の低減を図るため、木造住宅の耐震診断・耐震改修に掛かる経費の助成制度の利用を促進し、住宅の耐震化を推進します。

⑥ 国土強靱化の推進

大規模自然災害や大規模な事故などが起こっても、地域社会経済が機能不全に陥らず、迅速な復旧復興ができるよう、国土強靱化地域計画に基づき、国土強靱化の取組を推進し、防災・減災につなげます。

⑦ 防災・減災に対する外部連携の強化

災害発生時に備え、民間企業などとの協定等により、物資供給や設備の保全・復旧体制を強化するとともに、周辺自治体や医療機関との連携によ

る災害時医療体制の充実を図ります。

また、大規模災害時において必要な支援を効果的に受けられるよう、受援計画を策定します。その後も継続して検証と見直しを行うことで、受援体制の向上を図ります。

さらに、近隣自治体をはじめ他地区で発生した甚大な被害に対する支援や避難者の受入れなどの応援体勢についても、対策を進めていきます。

2 防犯対策の推進

① 防犯意識の普及・啓発及び向上

市広報紙等を活用し、防犯活動のPRの充実を図り、防犯意識の普及・啓発及び向上を図ります。

② 防犯体制の充実

町内会・自治会や警察等関係機関の協力を得て、防犯体制の充実を図ります。

3 交通安全の推進

① 交通安全運動等の推進

交通事故防止に向け、交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守や正しい交通マナーが実践できるよう、交通安全運動等を推進します。

② 駅周辺の自転車駐輪場の適正管理等

駅周辺の良好な交通環境を維持するため、駅周辺の自転車利用状況を把握するとともに、自転車駐輪場の適正管理等に努めます。

4 平和なまちづくりの推進

① 非核平和都市宣言の発信

市民、事業者、市議会などとの共通認識の下、市自らが、戦争の悲劇を繰り返さず、核兵器の廃絶と世界の平和を訴え続ける必要があることから、市の姿勢を明確にするため、非核平和都市宣言を決定し、発信します。

② 平和を学ぶ取組の推進

幅広い年代において、平和の尊さを改めて学ぶため、平和に関する展示など、市民等の平和に関する意識啓発を行うとともに、市民を広島に派遣するなど、平和を学ぶ取組を推進します。

5 公害防止の推進と生活環境の保全

① 公害知識の普及と啓発の推進

公害防止に対する意識の向上を図るため、市広報紙等により、公害知識の普及と啓発を推進します。

② 公害の未然防止・早期対応の推進

パトロールや環境測定（大気、水質、騒音、振動、悪臭、土壌等）などを実施し、公害の未然防止や早期対応を推進します。

第3節 清潔で快適な循環型社会システムの構築



現状

- 市では、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、「清潔で快適な資源循環型社会システムの構築」を目指して、ごみの衛生的な処理処分、市民と事業者と行政の協働によるごみの減量化や資源化を更に推進しています。
平成30年度の市民1人当たりの1日のごみの排出量は783.0gとなっており、10年前に比べて59g程度減量していますが、多摩地域の平均と比べて104.0g多くなっています。
- 平成30年度の総資源化率は33.4%となっており、10年前に比べて6.9ポイント増加しています。
- 市では、地球温暖化対策地域推進計画及び第四次地球温暖化対策実行計画に基づき、本市から排出される温室効果ガスの削減に向け、家庭（市民）・事業所（事業者）及び市が一体となって、地球温暖化対策を推進しています。

課題と対応の方向性

- 更なるごみの減量化を推進するためには、市民、事業者及び行政が一体となって取り組むことが必要です。
- 限りある資源を一層有効に利用するため、3Rの取組を推進するとともに、意識啓発を図ることが必要です。
- ゼロカーボンシティに向け、家庭（市民）・事業所（事業者）及び市が一体となった地球温暖化対策の更なる推進が必要です。

基本方針

- 清潔で快適な循環型社会システムの構築に向け、更なるごみの発生防止や減量化・資源化などを推進します。
- 地球規模の環境問題である温暖化に対応するため、省資源や省エネの実現に向けた取組を推進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
市民1人1日当たりのごみ排出量	809.5g	803.7g
総資源化率	33.2%	34.3%
市内の二酸化炭素排出量	調整中	調整中
市役所の二酸化炭素排出量	6587.3t-CO ₂ (令和元年度)	4789t-CO ₂ (令和12年度)

施策の内容

1 ごみの減量化と適正処理の推進

① ごみの適正処理（分別・収集運搬・処分）体制の構築

一般廃棄物処理基本計画に基づき、分別・収集運搬・処理までを円滑に行えるよう、ごみの分別・減量に対する市民意識の向上を図ります。また、資源とごみの出し方カレンダーの充実、「ごみ分別アプリ」の活用により、ごみの分別徹底を図り、ごみの適正処理と減量化・資源化につなげていきます。

収集運搬については、より一層の環境負荷の低減を図るため、効率的な収集ルートを選定や環境に配慮した収集車の導入の推奨を図ります。

② ごみ減量化の推進

環境教育の一環として、市民や事業者に対し、プラスチックごみによる海洋汚染等を周知し、レジ袋等の削減に取り組みます。また、生ごみの水切りの徹底など、ごみ発生抑制の取組を促します。これらにより、ごみの減量化を推進します。

③ 食品ロス削減の推進

本来、食べることができるにもかかわらず、捨てられている食品の削減（食品ロスの削減）に向けて、講座の開催、ごみ情報誌「へらすぞう」への記事掲載、フードドライブの実施、食べきり協力店登録制度などを活用し、市民や事業者への周知・啓発に取り組みます。

④ 環境美化活動の推進

美しい自然を守り、きれいなまちをつくるため、パトロールによる不法投棄の抑制や市内一斉清掃などにより、環境美化活動を推進します。

2 リサイクルの推進

① リサイクルシステムの充実

市民、事業所、行政が協力し、リサイクル可能なものが資源として収集され、活用されるリサイクルシステムの充実を図ります。

② 資源回収の推進

資源化の啓発・指導や資源集団回収の取組などにより、市民の分別・リサイクル意識の高揚を図り、資源回収を推進します。

③ ごみの堆肥化の促進

EM菌処理容器の貸与やコンポスト容器の購入費補助などの様々な方式により、生ごみの自家処理やリサイクルなど、生ごみの堆肥化を促進します。

3 地球温暖化対策の推進

① 国や東京都と連携した地球温暖化対策の推進

ゼロカーボンシティに向け、国や東京都と連携して温室効果ガスの削減に努めるとともに、各種施策の情報発信や、森づくりを通じた二酸化炭素吸収源の拡大を図るなど、市民、事業者と連携した地球温暖化対策を推進します。

② 市役所で使用する車両への次世代自動車等の導入の検討・推進

地球温暖化など環境への負荷を軽減するため、本市の自然や道路環境等を踏まえて、市役所で使用する車両への次世代自動車等の導入を推進します。

第4節 水と緑に恵まれた生活環境づくりの推進



現状

- ・ 市では、生物多様性あきる野戦略に基づき、「美しい自然と生物多様性の恵みにあふれ、その恵みを大切にしながら、みんなで守り育て伝えていくまち」を目指して、協働による自然環境保全活動の推進や生物多様性の保全を進めています。
- ・ 本市には、固有の生態系に影響を及ぼす特定外来生物等の生息・生育が確認されており、市民等との協働により、外来種対策に取り組んでいます。
- ・ 市では、清流や生態系などの維持・保全により、河川や湧水地が本来もつ機能の保全に取り組んでいます。

課題と対応の方向性

- ・ 生物多様性の保全に向け、希少種や保全すべき種の生息・生育状況を把握し、モニタリングを継続するとともに、協働により、生息・生育場所となる自然環境の保全に取り組むことが必要です。
- ・ 固有の生態系に影響を及ぼす外来種は、非常に強い繁殖能力等を有していることから、市民等との協働の下、引き続き外来種対策に取り組むことが必要です。
- ・ 生物多様性の保全や気候調整機能など、緑の機能に着目し、緑地の保全等に取り組むことが必要です。

基本方針

- ・ 豊かな自然と人とが共生できる持続的発展が可能な社会の実現に向けて、市民や事業者などとの協働の下、各地域の特性に応じた森づくり等の取組を通じて、自然環境の保全と活用に取り組み、生物多様性の保全に努めます。

- ・ 水環境や緑環境の充実に取り組み、水と緑に恵まれた生活環境づくりを推進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
「生物多様性」という言葉の認知度	71.9% (令和元年度)	75.0%
郷土の恵みの森づくり事業（昔道・尾根道整備、景観整備）の参加団体数	延べ15団体	維持
環境基準の達成率（大気、水質等）（再掲）	96.9%	98.0%
保存緑地・公開緑地の面積	2.7ha	維持

施策の内容

1 生物多様性保全の推進

① 自然環境の保全の推進

地域の特性に応じた環境の保全や郷土の恵みの森づくりを推進し、生物多様性の維持・向上を図ります。

② 希少動植物保護の推進

希少種や保全すべき種の生息・生育状況等を把握し、モニタリングを継続することで保護を推進します。

③ 外来種対策の推進

国や東京都、近隣市町村との連携の下、生物多様性や農業に影響を及ぼす外来種、有害鳥獣などへの対策を推進します。

2 水環境の充実

① 河川及び湧水池の水質保全

親しみある水辺環境を形成するため、秋川・平井川における河川の浄化や河川環境の保全を図るなど、清流保全条例に基づく取組を推進します。また、河川及び湧水池の水質保全を効果的に行うため、関係自治体と連携して河川環境の保全に取り組みます。

② 雨水対策の推進

道路等の透水性舗装や浸透ますの設置により、地下水のかん養と河川の水量を確保するとともに、災害の防止を図るため、雨水対策を推進し、地下水脈の保全を図ります。

3 緑環境の充実

① 保全緑地や公開緑地の指定の推進

生物多様性の保全や二酸化炭素の吸収、崖線の保全などの機能を有する貴重な緑を確保するため、ふるさとの緑地保全条例に基づき、良好な緑地（樹林地・樹木・屋敷林・生け垣）や公開緑地の指定を推進します。

② 公共施設及び民間施設の緑化の推進

市街地における貴重な緑である公共施設の緑地について、生物多様性保全や地球温暖化対策などのため、適切な維持管理を推進します。また、減少しつつある民有地の貴重な緑を保全するとともに、一定規模以上の施設の設置や土地の改変に対し、ふるさとの緑地保全条例の緑化基準による緑化を推進します。特に、景観上、防災上の観点から接道部の緑化を促進します。

第4章

保健福祉分野

第1節 市民が生涯を通じて健康で安心して暮らせる保健・医療等の充実

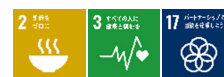
第2節 安心して子どもを産み育てられる環境の整備

第3節 障がい者が地域社会で安心して生活できる福祉の充実

第4節 高齢者が安心して生活できる福祉の充実

第5節 地域福祉の推進

第1節 市民が生涯を通じて健康で安心して暮らせる 保健・医療等の充実



現状

- ・ 市では、健康増進計画「めざせ健康あきる野21（第二次）」に基づき、市民、関係機関及び行政の協働による健康づくり事業を推進しています。
- ・ 生活習慣病予防のために実施している特定健康診査の令和元年度の受診率は、50.77%となっており、平成27年度と比べて1.03ポイント増加しています。一方で、診査結果から生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣を見直す必要がある方に行う特定保健指導の参加率は16.63%となっており、平成27年度と比べて1.18ポイント減少しています。
- ・ 重症化が懸念される高齢者の感染症対策として、インフルエンザ予防接種の促進と普及・啓発に取り組み、令和元年度の接種率は42.8%となっており、4年前と比べて3.3ポイント増加しています。また、平成26年度から高齢者肺炎球菌の予防接種が定期接種化され、平成29年度の接種率は55.4%となっており、4年前と比べて1.6ポイント増加しています。

課題と対応の方向性

- ・ 市民が健康でいられるよう、地域における健康づくり活動の支援や各種健康診査・検診の受診率の向上に引き続き取り組むことが必要です。
- ・ 生活習慣の変化や高齢化の進行、特定保健指導の参加率の低下などを踏まえ、総合的な生活習慣病対策に取り組むことが必要です。
- ・ 身近な地域で必要なときに、安心して適切な医療が受けられるよう、地域医療体制の充実が必要です。
- ・ 感染症の発生予防や蔓延防止のための予防接種の充実などが必要です。

基本方針

- ・ 市民一人一人が健康に関心をもち、「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚に取り組みます。
- ・ 各種健康診査・検診の受診率を高めるとともに、地域での健康づくり活動の支援や予防接種の促進などに取り組みます。
- ・ これらの取組を通じて、生涯を通じて健康で安心して暮らせる保健・医療の充実を図ります。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
65歳健康寿命 (要支援1)	男性：82.12歳 女性：84.36歳 (令和元年度)	男性：82.25歳 女性：84.40歳
地域イキイキ元気づくり事業一般登録者数	1,299人 (令和2年度) ※事業中止時期あり	調整中
特定健康診査受診率	50.8% (令和元年度)	60.0% (令和5年度)
麻しん風しん第1期予防接種率 麻しん風しん第2期予防接種率	麻しん風しん 第1期94.2% 第2期89.9%	麻しん風しん 第1期95.0% 第2期95.0%
地域医療体制に対する満足度	22.3%	25.0%

施策の内容

1 健康づくりの充実

① 各種健康診査・検診等の充実

生活習慣病の予防やがんの早期発見、保護者と子の健康維持・増進などを図るため、特定健康診査、生活習慣病予防健康診査、乳幼児健康診査などの各種健康診査・検診の充実や適切な指導や支援による健康教育の推進を図ります。また、乳幼児の虫歯や歯周疾患などの予防措置の拡大を図るため、定期的な歯科検診やかかりつけ歯科医をもつことの促進などにより、歯科保健の充実を図ります。

② 地域における健康づくりの推進

健康づくり推進協議会による地域の実情に応じた健康づくり対策を推進するとともに、健康づくり市民推進委員やめざせ健康あきる野21推進会議が行う健康づくり活動を支援し、地域における健康づくりを促進します。

③ ボランティアの育成

保健事業に必要なボランティアを確保し、講習会等の開催により知識等の一層の向上を図るなど、ボランティアを育成します。

④ 食育の推進

食を通じて心と身体を育むために、関係機関と連携しながら食育を推進します。

⑤ 心の健康づくりの推進

精神的なストレスを蓄積しやすくなっている環境の中、育児や人間関係などの心の悩みに応えるため、関係機関との情報交換を図りながら相談体制を整備するなど、心の健康づくりを推進します。

2 予防体制の充実

① 予防接種の促進・充実

感染症の発生予防、発病予防及び蔓延を防ぐため、乳幼児、児童・生徒に対し予防接種を実施するとともに、接種率向上のための勧奨通知を積極的に送付するなど、予防接種の充実を図ります。

② 感染症対策の充実

感染症の予防とその蔓延を防ぐため、結核検診や教育活動、広報活動などにより、市民に正しい知識を提供し、知識を得てもらえるようにするとともに、新型インフルエンザ等の感染症に関する危機管理体制を充実します。

③ 薬物乱用防止対策の推進

関係機関と協議しながら啓発活動等を実施するなど、薬物乱用防止対策を推進します。

3 保健・医療提供体制の充実

① 医療と福祉の連携及び強化

市民の総合的な健康保持を図るため、保健・医療、福祉の連携を強化します。また、医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携強化により、医療体制の充実を図ります。さらに、日の出町、檜原村と連携・協議し、公立阿伎留医療センターの医療サービスを充実するため、必要な支援を行います。

第2節 安心して子どもを産み育てられる環境の整備



現状

- ・ 総人口に占める14歳以下の割合は、平成31年4月1日現在では12.6%となっています。5年前と比べて1.1ポイント減少しており、今後も減少していくと予想されます。
- ・ 少子化が進む一方で、国における女性活躍の推進に向けた取組などにより、共働き家庭が増加し、教育・保育施設等の利用ニーズが高まることが予想されます。
- ・ 国においては、平成27年4月から幼児教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する子ども・子育て支援新制度により、子育てしやすい社会の実現に向けた取組が進められています。
また、令和元年5月10日に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、同年10月1日から幼児教育・保育の無償化が始まりました。
- ・ 市では、子ども・子育て支援総合計画の基本理念である「未来を担う子どもたちが希望に満ちあふれ健やかに育つまち 社会全体に見守られ 幸せな子育てができるまち あきる野」の実現に向けて環境整備に取り組んでいます。

課題と対応の方向性

- ・ 子どもの現在及び将来が、生まれ育った環境に左右されることがないように、一人一人の状況に応じた支援が必要です。
- ・ 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加などにより、子育てに負担や不安、孤立感を感じる保護者が増えていることから、いつでも気軽に相談できる体制の充実が必要です。
- ・ 子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、子どもが健やかに成長するためには、家庭や学校だけではなく、地域の大人たちが子どもを見守り、成長を支える取組が必要です。

基本方針

- ・ 全ての子どもとその保護者を支援するため、質の高い幼児教育・保育の提供や地域子ども・子育て支援事業等の充実を図ります。
- ・ 社会全体で子ども・子育て家庭を見守り、成長を支える取組を推進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
合計特殊出生率	1.30 (令和元年度)	1.56 (令和12年度)
保育園待機児童数	4人 (4月1日時点)	0人
学童クラブ待機児童数	89人 (令和3年4月1日)	0人
放課後子ども教室開設校数	7校 (令和3年度)	10校
子育てひろば年間利用者数	5,967人	15,893人
ファミリー・サポート・センター提供会員・両方会員数	209人	223人
地域子ども育成リーダー数	186人	309人

施策の内容

1 子どもたちが健やかに育つ環境の整備

① 幼児教育・保育の充実

幼稚園教諭や保育士等が研修を受講しやすい環境を整え、職員の専門性の向上を図ることなどにより、更に質の高い幼児教育・保育を提供する体制の充実を図ります。

② 成長段階に応じた健全育成

乳幼児の年齢等に応じた健康診査等の実施、保育及び幼児教育から義務教育への円滑な移行を図るための関係機関の連携、学童クラブなどによる放課後の活動支援等を実施することにより、子どもたちの成長段階に応じた健全育成を図ります。

③ 特に支援を必要とする子どもへの支援の充実

特に支援を必要とする子どもたちへの支援の充実を図るため、障がい児やその家族に対する各種手当・助成金の支給、障がい児療育体制の充実、特別支援教育の推進、子どもやその保護者の生活実態に応じた支援、外国につながる子どもへの多言語による情報提供などに取り組みます。

2 保護者が子どもと共に成長できる環境の整備

① 母子とその家族の健康の保持・増進

母子とその家族の健康保持・増進を図るため、妊婦健康診査や乳児家庭全戸訪問事業、産後ケア事業などを実施します。

② 子ども・子育てに関する相談窓口の充実

18歳以下の子どもや子育てに負担や不安、孤立を感じている保護者が気軽に相談できるよう、子ども家庭支援センターや子育て世代包括支援センターなどの相談窓口の充実を図ります。

③ 子育てに対する意識啓発と情報提供

子どもを産み育てることの喜びや意義を理解してもらうための意識啓発を図るとともに、安心して子どもを産み育てることができるように、子育て支援ガイドブックや子ども・子育て専用のサイト・アプリ等により子育て支援情報を提供します。

④ 子育てしやすい支援体制の充実

安心して子どもを産み育てることができるよう、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、時間外保育事業、病児・病後児保育事業などを実施します。

⑤ ひとり親家庭等への支援の充実

ひとり親家庭等への支援を充実するため、各種手当・医療費助成を行うとともに、母子家庭等自立支援教育訓練給付事業などを実施します。

3 社会全体で子育て家庭を支える環境の整備

① 子どもの安全・安心の確保

社会全体で、子どもたちの安全・安心を確保するため、保育所、幼稚園、学校などの安全対策を進めるとともに、職員や学校関係者、学校安全ボランティア等による防犯活動等を推進します。

② 子育てを支援する生活環境等の整備

子育て家庭が安心して外出できるよう、赤ちゃん・ふらっと事業などの充実を図り、安全に安心して子育てを行える生活環境等の整備を推進します。

③ 地域における子ども・子育て支援の推進

地域における子ども・子育て支援を推進するため、子育てグループ等への活動支援、それぞれの地域における子どもたちの安全・安心の確保、健全な育成を担う地域子ども育成リーダーの養成、要保護児童対策地域協議会による児童虐待への適切な支援、児童虐待の未然防止などに取り組みます。

④ 仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育ての両立を図るため、ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業等を実施するとともに、育児休業制度等の普及啓発などを行います。

第3節 障がい者が地域社会で安心して生活できる福祉の充実



現状

- ・ 市内の障がい者数は、平成31年3月末現在で3,694人(身体障がい者2,304人、知的障がい者706人、精神障がい者684人)となっており、障害福祉サービスの利用者は、増加傾向にあります。そのうち、18歳未満の児童は、276人(身体障がい者78人、知的障がい者178人、精神障がい者20人)です。
- ・ 市では、「障がい者福祉計画(障がい者計画・障害福祉計画・障がい児福祉計画)」に基づき、障がい者福祉の推進に取り組んでいます。
- ・ 精神障害者地域活動支援センター、障がい者就労・生活支援センター及び障害者通所支援施設では、障がい者の社会復帰、社会参加、自立更生及び生活介護に関する事業を行っています。

課題と対応の方向性

- ・ 障がい者やその家族等が、いつでも安心して気軽に相談でき、必要な情報が得られるよう、情報提供や相談支援体制の充実が必要です。
- ・ 市民一人一人が、障害のあるなしに関わらず、お互いの人権を尊重し、わけ隔てなく接することができる、差別のない社会の実現が必要です。

基本方針

- ・ ノーマライゼーションの概念や心のバリアフリーを浸透させる取組を推進します。
- ・ 暮らしやすい生活の場の確保や権利擁護、社会参加などの支援により、障がい者が安心して自分らしく生活できる福祉の充実を図ります。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和5年度
放課後等デイサービスの利用人数	216.3人/月	330人/月
グループホーム利用者	115.8人/月	168人/月
障害福祉サービス（訪問系）の利用者数	122.8人/月	160人/月
就労継続支援（A型・B型）の利用者数	196.8人/月	214人/月
生活介護の利用者数	168.8人/月	200人/月

施策の内容

1 障がい者福祉の推進

① 障害や障がい者に対する理解の推進

障がい者団体等と協力しながら、障がい者福祉に関する広報活動や交流の場づくりを進めるなど、障害や障がい者に対する理解の促進及び周知・啓発活動を推進します。

② 障がい者への虐待防止

障害者虐待防止センターを中心に東京都、警察などとの連携により、養護者や障害者福祉施設従事者などによる障がい者虐待の防止に努めます。

③ 療育の支援・推進

障がい児やその家族への一体的な支援の充実及び早期発見・早期療育の推進に向け、関係機関が連携した切れ目のない支援体制を構築するほか、支援者である家族に対する相談支援体制の充実を図ります。

2 自立生活の支援

① 地域における自立生活への支援

地域自立支援協議会を中核として、専門的な相談支援体制の充実を図るとともに、就労や生活に関する総合的な支援を行うなど、地域における障がい者の自立生活を支援します。

② 情報提供の充実

障がい者に関わる各種制度やサービスなどを総合的にまとめた手引を発行するとともに、市広報紙や市ホームページなどを通じた情報提供を充実します。

③ 在宅支援サービスの充実

在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していけるよう、訪問系サービスの質の向上に取り組み、在宅支援サービスの充実を図ります。

④ 支援機関との連携

障がい者が住み慣れた家庭や地域で生活できるよう、相談支援機関や保健所、医療機関、障害福祉サービス提供事業所などとの連携を図ります。

⑤ コミュニケーション支援の充実

意思疎通を図ることに支障のある障がい者に、手話通訳者等を派遣するなど、コミュニケーション支援を充実します。

⑥ 地域生活への移行促進

障がい者が地域で生活を送ることができるよう、地域移行支援・地域定着支援などにより、入院・入所施設から地域生活への移行を促進します。

3 社会参加の支援

① 日中活動の場の確保

生活介護や機能訓練・生活訓練、就労支援事業などを行う施設を支援し、日中活動の場の確保を図ります。

② 移動・コミュニケーション支援サービスの推進

屋外での移動が困難な障がい者が外出できるよう、障害に応じた移動・コミュニケーション支援サービスを推進します。

③ 就労の支援

障がい者就労・生活支援センターで就労全般の相談・支援を行うとともに、就労の機会の拡大や職場定着支援など、障がい者の就労を支援します。

④ 社会復帰の促進

障害福祉サービスや地域生活支援事業の利用促進、就労支援を図ることなどにより、社会復帰を促進します。

⑤ 障がい者雇用の促進

障がい者が、その能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができるよう、市内の事業所への障がい者雇用の促進します。

⑥ 障がい者団体の運営支援

あきる野市障害者団体連絡協議会と連携を図り、障がい者団体の運営を支援します。

第4節 高齢者が安心して生活できる福祉の充実



現状

- ・ 本市における総人口に占める65歳以上の割合は、令和2年10月1日現在で30.1%となっています。10年前と比べて6.8ポイント増加しており、今後も更に増加することが見込まれています。
- ・ 市では、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアシステムの深化・推進や地域共生社会の実現に取り組んでいます。
- ・ 後期高齢者の健康診査受診率は、令和元年度は52.11%となっており、平成27年度と比べて0.17ポイント増加しています。
- ・ 令和2年10月1日現在の要支援・要介護認定者は3,698人となり、平成27年と比べて635人増加しています。
- ・ 地域や事業者との協働により、一人暮らしの高齢者の見守り等に取り組んでいます。

課題と対応の方向性

- ・ 高齢者が健康で可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、生活習慣病予防や疾病の早期発見・早期治療が必要です。
- ・ 高齢者の介護予防と自立支援・重度化防止に取り組むとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮しつつ、介護保険サービスの適切な提供が必要です。
- ・ 一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症の高齢者が増加していることなどを背景に、地域での見守りや支え合い、閉じこもり防止のための外出機会の確保などが必要です。

基本方針

- ・ 市民が年齢に関わりなく輝き続けられる社会の実現に向け、健康づくりと介護予防・フレイル予防を推進します。
- ・ 誰もが生きがいをもち充実した生活を送れるよう、多様な社会参加を支援し、高齢者や介護者を地域全体で支え合うための仕組みづくりなどにより、安心して住み続けられる福祉の充実を図ります。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和5年度
65歳健康寿命（要介護2以上）	男性 83.29 歳 女性 86.33 歳 （平成31年）	延伸
通いの場の参加率	13.6% （令和元年度）	14.7%
シルバー人材センターの就労延べ人員数	58,965 人 （令和元年度）	59,000 人
介護教室の参加者数	152 人 （令和元年度）	180 人
高齢者地域見守り事業の利用世帯数	146 世帯	150 世帯
事業者等との協定による見守り事業の事業者数	31 事業者 （令和元年度）	35 事業者

施策の内容

1 健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進

① 健康づくりへの支援

糖尿病等の生活習慣病の早期発見・早期治療やフレイル予防につなげるため、特定健康診査（75歳未満）や後期高齢者医療健康診査（75歳以上）を推進するとともに、家族や地域が健康づくりをサポートする地域ぐるみの健康づくり活動を推進します。

② 介護予防・フレイル予防の推進

健康寿命を延ばす取組として、運動機能や口腔機能の向上、栄養改善等の事業を実施するとともに、家庭でも介護予防・フレイル予防の活動が継続できるよう、周知・啓発に努めます。

2 多様な社会参加・生きがいの促進

① 就業の促進

生きがいのある生活の実現や高齢者の能力を生かした地域社会づくりのため、シルバー人材センターの運営支援により、高齢者の就業を促進します。

② 社会参加の促進

高齢者が地域社会で積極的な役割を果たせるよう、高齢者クラブなどの団体活動や敬老行事等の活動を支援し、高齢者の社会参加を促進します。

3 住み慣れた地域で高齢者が自立的に暮らすことのできる支援

① 介護人材の確保・定着・育成

介護人材の確保のため、入門的研修などを実施するとともに、外国人介護人材の確保に向けた支援などに取り組みます。また、人材の定着・育成を図るため、就職準備金や資格取得支援への補助、研修の実施など、必要な支援を行います。

② 介護サービスの質の確保

より良い介護サービスの提供に向け、給付実績の分析や各種実態調査等により、利用状況や意向等を把握し適正なサービスが提供されるよう取り

組むとともに、公平公正な介護保険事業運営を行っていくため、実地指導や介護給付の適正化に取り組み、介護サービスの質の確保に努めます。

③ 介護保険事業の基盤の整備

今後の需要動向等や在宅サービスと施設サービスのバランスを踏まえながら、介護を要する状態になっても、住み慣れた地域で生活ができるよう、必要なサービスの供給量を確保するため、介護保険事業計画に基づき介護サービスの基盤整備に努めます。

④ 自立した生活への支援

食事の調理が困難な高齢者に対する配食サービス事業により、栄養バランスのとれた食事を提供し、健康の維持・増進に寄与するとともに、定期的な見守りを行います。また、緊急通報システムによる24時間体制での見守りや転倒予防のための住宅改修費の給付など、高齢者世帯の在宅生活を支援します。

⑤ 家族介護者への支援

家族介護者の身体的及び経済的な負担軽減を図るため、おむつ給付事業の実施や介護・病気の知識、福祉サービスの利用方法などを学ぶ介護教室を開催し、家族介護者を支援します。また、介護と仕事の両立に不安を抱える介護者に相談窓口を紹介するとともに、介護離職の防止に向けた必要な情報の提供を行っていきます。

4 高齢者や介護者を地域ぐるみで支える仕組みづくり

① 地域のネットワークづくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、多様な見守り活動に取り組むなど、高齢者を支え合う地域のネットワークづくりを推進します。

② 認知症支援の充実

認知症に関する周知・啓発と認知症サポーターの養成に取り組むとともに、認知症の方やその家族に対して集中的な支援・対応を行うため、認知症初期集中支援チームを設置するなど、認知症支援を充実します。

③ 権利擁護事業の普及と活用促進

高齢者に対する虐待の防止や早期発見、消費者被害の防止等を目的とした権利擁護のため、地域における関係機関相互の情報交換や連携を図るとともに、権利擁護事業の普及啓発に努めます。

④ 総合的な相談・支援体制の充実

地域包括支援センターを中心に、関係機関との連携を密にし、高齢者やその家族に対するきめ細かな支援を行うため、総合的な相談・支援体制を充実します。

⑤ 在宅医療・介護連携の推進

住み慣れた地域で可能な限り自立した尊厳のある生活を続けられるよう、医療関係者、介護関係者等が連携し、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を進めます。

⑥ 生活環境の整備と支援

高齢者が安全・安心で快適に自宅で暮らし続けるための住宅改修等を支援するとともに、市内に住み続けたい高齢者に対し、住宅や施設への入居を支援します。

第5節 地域福祉の推進



現状

- ・ 市では、地域保健福祉計画に基づき、地域共生社会の実現に向けて地域福祉を推進しています。
- ・ 生活に困窮している市民に対する生活保護の状況は、令和2年度で696世帯(949人)となっています。このうち高齢者世帯の占める割合は、49.86%となっており、平成27年度と比べて3.03ポイント増加しています。
- ・ 市では、秋川ふれあいセンターをボランティア活動の推進拠点と位置付け、活動を支援しています。

課題と対応の方向性

- ・ 人口減少や少子高齢化が深刻化する中、社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、生活や福祉の課題が複雑化、多様化、複合化しており、既存のサービスだけでは解決できないケースが増えているため、地域全体で支え合うまちづくりが必要です。
- ・ 生活保護世帯数は、増加していることから、今後も相談、支援等の充実が必要です。
- ・ 福祉サービスの質の確保に向け、福祉サービス事業所に対する指導検査を行い、サービスの実施状況を確認し、支援等を行うことが必要です。

基本方針

- ・ 全ての市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、相談支援体制の充実を図ります。
- ・ 身近な地域で互いに支え合い、助け合える地域の力を高め、地域福祉の担い手と関係機関がそれぞれの力を発揮し、連携・協働ができる体制づくりを進めます。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和元年度	令和6年度
地域の団体・機関の認知度	民生委員・児童委員 72.8% 健康づくり市民推進委員 41.9% 地域包括支援センター 35.0% 子ども家庭支援センター 23.4% 障がい者相談支援センター 21.5%	向上
地域の行事や活動への参加経験	46%	向上

施策の内容

1 地域福祉の推進

① 保健福祉相談内容の包括的な解決体制の推進

高齢、障害、子育てなどの分野別相談機能の充実等と併せて、各担当課や関係機関との連携により、相談内容について包括的に対応できる仕組みづくりを進めます。

② 生活困窮者に対する相談・支援等の充実

生活に困窮している世帯に対して、相談・支援等の充実を図ります。

③ お互いに支え合い、助け合う地域づくり

身近な地域で互いに支え合い、助け合える力を高めるため、町内会・自治会や民生委員・児童委員、ふれあい福祉委員（社会福祉協議会）など、地域における連携強化を図り、様々な課題をもつ要支援者を地域全体で支えていけるよう、地域の活動等を支援します。

④ 成年後見制度の利用促進

成年後見制度を必要な人が適切に利用でき、また、利用者がメリットを実感できるよう、権利擁護支援の地域における連携・対応強化を継続的に推進するため、中核機関を設置し、成年後見制度の周知・啓発及び利用相談や申立ての支援を行うことで、同制度の利用を促進します。

⑤ ボランティアの育成と支援

秋川ふれあいセンターをボランティア活動の推進拠点と位置付け、社会福祉協議会の進めるボランティア活動推進事業を支援するとともに、様々な分野のボランティア活動を支援します。

⑥ 全ての人々が快適に暮らせる環境づくりの推進

製品、建物、環境等を、あらゆる人が利用しやすいように始めから考えてデザインするというユニバーサルデザインを基本としたまちづくりを推進します。また、学校教育や様々な施設や団体でのボランティア活動を通して、様々な心身の特性や考え方をもち全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う、心のバリアフリーの醸成を図ります。

⑦ 福祉サービスの質の確保

福祉サービス事業所に対する指導検査体制を充実させ、サービスの実施状況等を確認し必要な支援を行うことで、福祉サービスの質の確保を図ります。

第5章

教育・文化・スポーツ分野

- 第1節 人権尊重教育の推進
- 第2節 生涯学習社会の振興
- 第3節 青少年の健全育成の推進
- 第4節 個性を生かす学校教育の充実
- 第5節 社会教育の推進

第1節 人権尊重教育の推進



現状

- ・ 市では、全ての教育活動を通して、児童・生徒に人権尊重の理念を正しく理解させるとともに、思いやりの心や多様性の尊重等を育む人権教育を実施しています。
- ・ 各学校において、人権教育全体計画及び年間指導計画を作成し、組織的・計画的に人権教育を推進しています。また、小学生による人権メッセージ、中学生の主張を「あきる野市教育の日」に行っています。
- ・ 市では、男女共同参画プランに基づき、男女共同参画に関する情報提供、ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定、フォーラムの開催などにより、人権尊重、男女平等意識の啓発等に取り組んでいます。

課題と対応の方向性

- ・ 引き続き、いじめや虐待など子ども自身に関わる問題や、高齢者、障がい者、外国人、性同一性障害などの人権課題などについて考え、具体的な態度や行動につなげるよう、指導していくことが必要です。
- ・ これまでの人権教育の推進に関わる取組を基に、地域の実態に応じた運動を展開させ、地域社会全体の人権意識の更なる向上につながる取組を推進していくことが必要です。
- ・ 男女共同参画社会の実現に向けて、女性の活躍推進、配偶者等からの暴力の根絶、ワーク・ライフ・バランスの推進などについて、更に取り組を進める必要があります。

基本方針

- ・ 全ての市民が個人の価値を尊び、安全に安心して暮らせる社会を実現するため、学校教育や社会教育活動などを通して人権尊重教育や男女共同参画を推進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
人権啓発に関する事業への参加者数	54人	維持
人権教育に関する事業の回数	3回	4回
「男女共同参画社会」に対する満足度	4.6%	30.0%
ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定数	4社 (令和3年度)	10社

施策の内容

1 人権尊重の推進

① 人権教育の推進

全ての学校において人権教育を実施し、人権の意義や内容、多様性について、発達段階に応じた理解を促し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、人権擁護に取り組むことができる児童・生徒の育成を図ります。また、教職員が人権尊重の理念を十分に理解し実践できるように、人権教育に係る研修を実施します。

② いじめ問題への対応の推進

各学校において、いじめ防止基本方針に基づき、いじめ事案の軽重を問わず実態把握に努めるとともに、いじめの未然防止に係る取組、組織的な早期対応を進めます。また、個々の事例に応じて保護者や関係機関などと連携しながら、いじめ問題の解決に向けた対応を推進します。

2 男女共同参画社会の実現

① 男女共同参画の推進

全ての市民が性別や年齢にとらわれることなく、それぞれの個性や能力を十分発揮し、多様な生き方を自由に選択できるよう、男女共同参画及び女性の活躍推進に関する情報提供や意識啓発に取り組みます。

② 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援

配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発と相談窓口の充実を図ります。また、被害者の安全確保を図るとともに自立に向けた支援を行います。

③ ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と家庭・地域生活のバランスを図り、市民誰もがやりがいと充実感を持っていきいきと活動できるワーク・ライフ・バランスの取組を推進します。

第2節 生涯学習社会の振興



現状

- ・ 市では、市民が生涯を通じて行うあらゆる学習について、学習の場や学習成果を活かす機会の提供等に取り組んでいます。
- ・ 市では、市民のサークル活動など、自主的な生涯学習活動の支援に取り組んでいます。

課題と対応の方向性

- ・ 「人生100年時代」を見据え、誰もが、いつでも、学習することができる「生涯学習社会」の実現に取り組む必要があります。
- ・ 多様化する学習ニーズに応じた学習を提供するため、関連機関との連携・協力や学習ボランティアなどとの協働により、事業展開を図ることが必要です。
- ・ 新しい時代に対応した地域社会の構築のためには、学習した成果を地域活動に生かし、社会全体の教育力向上を図る「知の循環型社会」づくりを推進することが求められています。そのためには、学習成果を地域社会に還元する機会を提供するほか、生涯学習を、受動的な学習活動だけでなく、市民が主体となった自主的な学習活動へと広げていく必要があります。

基本方針

- ・ 市民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じていつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果を適切に活かすことのできる生涯学習社会の振興を図ります。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
生涯学習コーディネーター養成講座受講者数	48人 (令和元年度)	48人
1年間の間に生涯学習をしたことのある市民の割合	77.0% (平成25年度)	80.0%

施策の内容

1 生涯学習の推進

① 生涯学習の機会や場の充実

多様な学習ニーズに対応するため、行政のみならず、民間教育機関や企業などと連携・協力し、より広く深い学習機会の提供と充実を図ります。また、ICTを活用した在宅学習機会の提供など、誰もが、いつでも生涯学習を行える環境づくりに努めます。

② 市民の自主的な学習活動の支援

市民が生涯学習の主体となり、自主的に学習活動が行えるよう人材ネットワークの構築を図るとともに、市民と市民をつなぐリーダー的役割を果たすことのできる市民の育成とその活用を推進し、市民が学習や経験で得た成果を生かし、地域社会へ還元できる環境づくりに取り組みます。また、専門的知識をもった職員を適正に配置し、市民からの学習に関する相談に応じる体制を整備することで、市民の自主的な学習を支援します。

第3節 青少年の健全育成の推進



現状

- ・ 市では、不登校状況にある児童・生徒に対して、学校、せせらぎ教室、家庭、関係機関が連携して支援し、学校復帰や社会的自立を促す取組を行っています。
- ・ 市では、教育相談所の臨床心理士や相談員による巡回相談を実施し、学校における健全育成に向けた指導・助言を行っています。令和元年度は、教育相談所で341件（延べ1,998回）の相談を受け、相談内容などについては、学校と共有しています。
- ・ 市内10小学校区及び6中学校区にある青少年健全育成団体により、地域の特性に応じたイベントや防犯パトロール、環境整備などの活動が行われています。

課題と対応の方向性

- ・ 不登校状況にある児童・生徒に対し、今後も、学校復帰及び社会的自立を促す取組を行うとともに、支援体制の維持・充実が必要です。
- ・ 青少年の健全な育成は、社会全体の責任であることを踏まえ、家庭、学校はもとより、職場、地域、民間団体等の社会を構成する全ての組織や個人が、それぞれの役割と責任を果たしつつ、相互に協力しながら取り組むことが必要です。

基本方針

- ・ 健全な家庭づくりや地域ぐるみによる安全・安心で健全な社会環境づくり、青少年の社会参加活動などを推進するため、学校や家庭、地域社会の連携の下、青少年の健全育成に取り組めます。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
不登校児童・生徒の割合（出現率）	小学校 0.99% 中学校 5.04%	小学校 0.90% 中学校 4.00%
親子鑑賞会の参加者数	724人 (令和元年度)	800人

施策の内容

1 学校での健全育成

① 不登校児童・生徒への支援の充実

不登校状況にある児童・生徒に対して、在籍校において個の特性に応じた指導・支援を行うとともに、せせらぎ教室など関係機関を活用し、主体的に学校復帰や社会的自立に向かえるような支援を行います。

② 教育相談等の充実

いじめや不登校などの生活上の課題や特別な支援を必要とする状況に対応するため、スクールソーシャルワーカーを学校や家庭に派遣します。また、各学校にスクールカウンセラーを配置し、校内の相談体制の充実を図ります。さらに、教育相談所に臨床心理士を配置し、学校と連携した教育相談や子育て相談などの充実を図るとともに、各学校に臨床心理士を派遣して、特別な配慮を要する児童・生徒への対応に向けた指導・助言を行います。

2 地域や家庭での健全育成

① 健全育成活動の充実

健全な家庭づくりを推進するための啓発活動や学習機会を提供するとともに、地域でリーダーとして活動できる人材の育成、青少年健全育成団体やPTAなどへの支援を行います。また、子どもが言葉を学び、表現力を高め、創造力を豊かにし、生きる力を身に付けていくために必要な読書活動を推進します。

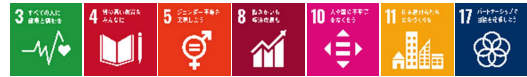
② 学校・家庭・地域の連携及び協働による教育環境の充実

学校を核として地域住民等の参画や地域の特性を生かした事業を展開し、子どもたちの教育環境の充実を図ります。

③ 子ども・若者の社会参加及び社会的自立の支援の検討

子ども・若者が健やかに育ち、就業し、親の保護から離れ、公共へ参画し、社会の一員として自立した生活を送ることができるよう、社会参加及び社会的自立の支援策を検討します。

第4節 個性を生かす学校教育の充実



現状

- ・ 市では、教育基本計画に基づき、各学校における創意工夫の下、児童・生徒の個性を生かす学校教育を推進しています。
- ・ 知的障害特別支援学級を小学校に4校、中学校に2校設置し、中学校には情緒障害特別支援学級を1校設置しています。特別支援教室を全ての市内公立学校に設置し、特別な支援を要する児童・生徒の個のニーズに対応できる教育環境を整備しています。
児童・生徒の特性に合った学習の場の提供のため、小学校において、令和5年度に自閉症・情緒障害の固定学級を新設する方向で準備を進めています。
- ・ 市では、小中一貫教育推進基本計画に基づき、全中学校区で、児童・生徒の実態に基づく9年間を見通した教育活動を推進しています。
- ・ 国によるGIGAスクール構想を踏まえ、児童・生徒一人一人にタブレット端末を貸与し、ICT教育を推進しています。
- ・ 市では、日の出町との連携の下、新学校給食センターの整備に取り組んでいます。

課題と対応の方向性

- ・ 児童・生徒の育成に当たっては、予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、自ら考え、自らの可能性を発揮し、より良い社会と幸福な人生のづくり手となる力を育むことが必要です。
- ・ 特別な支援を必要とする児童・生徒を対象とした教育環境の整備・充実、特性に応じた学習の場の提供が必要です。
- ・ ICT教育の推進に向け、ICT機器の活用などを進めることが必要です。
- ・ 学校施設については、子どもたちが安心して学び、生活できる環境として維持管理することが必要です。また、地域拠点という性格上、災害発生時に

おける避難施設としての役割や機能が果たせるよう準備しておくことが必要です。

基本方針

- ・ 教員研修の充実や学校施設を含めた教育環境の計画的な整備の推進などに取り組みます。
- ・ 各学校の創意工夫の下、ICT機器を有効活用しながら、一人一人を大切にしたユニバーサルデザインの視点を持った授業づくりや特別支援教育の充実など、児童・生徒の個のニーズに対応した学校教育の充実を図ります。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
全国学力学習状況調査における各教科の平均正答率 (対象:小学校6年生・中学校3年生)	小学校 62% 中学校 60% (令和3年度)	65%
GIGAスクール構想の推進	児童・生徒・教員1人1台のタブレット端末の導入	学習ソフト及び機器の充実
新学校給食センター整備の推進	広域連携を推進するため基本合意書の締結	新学校給食センターの運営開始 (令和7年度)

施策の内容

1 教育内容の充実

① 確かな学力の定着

基礎的・基本的な知識及び技能を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力を育むとともに、主体的に学習に取り組む姿勢を養うために、個性を生かし、多様な人々との協働を促す教育を推進します。

② ICT教育の充実

1人1台貸与するタブレット端末の利活用により、児童・生徒の興味・関心を引き出し、資質・能力を伸ばす教育を実施します。

③ 特別支援教育の推進

特別な支援を必要とする児童・生徒の個のニーズに対応できる教育環境、人的配置を整備し、保護者や周囲への理解を促すとともに、障害特性に配慮した教育課程、個別指導計画を編成し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行います。

④ 教育指導の充実

小・中学校9年間を通した一貫教育を進め、体力の向上や健康の保持・増進に向けた、体育・保健体育科での体育・健康教育、外国語でのコミュニケーション能力を養う外国語教育の充実を図ります。また、カリキュラムマネジメントにより、郷土の豊かな自然との触れ合い活動を通じた環境教育や、地域の伝統・文化を活用した伝統・文化理解教育を推進します。

⑤ 特色ある学校づくりの推進

学校評価などにより学校運営を振り返り、児童・生徒の実態や地域の願いを把握するとともに、学習指導要領の内容を踏まえ、地域の特色を生かした学校の創意工夫による教育活動の推進により、地域と連携した学校づくりの体制を構築します。

⑥ 教員の指導力の向上

多様化する教育課題に対応するため、課題研修や職層研修の充実を図るとともに、研究授業の実践や学校内で実施するOJT研修の実施により、主体的・対話的かつ深い学びの視点で授業改善を進め、教員の指導力の向上を図ります。

⑦ 幼児教育の振興の支援

国や東京都の補助制度を活用して保護者の負担軽減を図るなど、幼児教育の振興を支援するとともに、幼児教育の質の確保・向上への取組を進めます。

⑧ 学校における食育の推進

学校給食等を通じ、豊かな食生活への知識を深めるとともに、家庭、地域及び関係機関の連携により児童・生徒に望ましい食習慣を身に付けさせるなど、組織的・計画的な食育を推進します。

2 教育環境の整備

① 情報化社会に対応した教育環境の整備

国が掲げる「GIGAスクール構想」に基づくICT教育を推進するため、学校ICT環境の維持管理と充実に取り組みます。

② 学校保健の充実

児童・生徒の健康保持のため、学校医等関係者との連携強化を図り、各種検診を適正に実施します。

③ 子どもの安全確保の推進

学校安全推進会議の開催やスクールガード・リーダーを配置するなど、学校安全ボランティアと連携して、地域ぐるみで登下校時等の子どもの安全確保を推進します。

④ 学校給食センター整備の推進

新たな学校給食センター整備については、日の出町との広域連携に係る基本合意書に基づき、整備手法、運営形態等についての協議を進めるなど、早期完成に向けて取り組みます。

第5節 社会教育の推進



現状

- ・ 市では、公民館、スポーツ施設、図書館により、市民等を対象とした学習機会・活動機会の提供に取り組んでいます。
- ・ 市では、五日市憲法草案やミエゾウの化石、日本で初めてフローレンス・ナイチンゲール記章を受賞した萩原タケ女史などの資料を五日市郷土館等で展示しています。
- ・ 市では、スポーツ推進計画に基づき、スポーツ振興施策を体系的に推進しています。生涯を通じてスポーツに親しめる環境づくりを推進するための事業展開が求められており、地域住民が自主的に運営する総合型地域スポーツクラブが、各種プログラムを展開しています。また、あきる野市スポーツ協会は、加盟連盟等の支援や大会の開催等スポーツの振興を図っています。

課題と対応の方向性

- ・ 市民が、生涯を通じて、文化・スポーツ・レクリエーション活動等に親しむことができるよう、学習機会・活動機会の提供、施設の適正な維持管理などに継続的に取り組む必要があります。
- ・ 郷土学習ニーズに応えるため、貴重な文化財の更なる活用が必要です。
- ・ スポーツは、心身の健康増進や人と人との交流を促すなど、健康で活力に満ちた社会の実現に大きな役割を果たすとされています。市民が日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画できる機会を充実する必要があります。

基本方針

- ・ 市民が、生涯にわたって文化・スポーツ・レクリエーション等の多様な学習機会を選択して学ぶことができるよう、学習の機会や場を提供するなど、社会教育推進体制の整備を図ります。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和 2 年度	令和 8 年度
社会教育施設（秋川キララホール）の利用者数	59,100 人 （令和元年度）	63,200 人
図書館貸出冊数	619,394 冊 （令和元年度）	635,000 冊
市民まつり市民文化祭への参加団体	106 団体 （令和元年度）	維持
郷土芸能連合会加盟団体数	40 団体	維持
成人の週 1 回以上のスポーツ実施率	62.0% （平成 29 年度）	70.0%

施策の内容

1 社会教育の推進

① 文化・スポーツ・レクリエーション活動の拠点施設の充実

文化、スポーツ、レクリエーション活動の拠点施設である社会教育施設（公民館、文化ホール、図書館、郷土館、スポーツ施設等）について、誰もが安心して学習やスポーツに取り組むことができるよう、環境の整備、設備の充実を図ります。

② 社会教育事業の充実

社会変化やニーズに合わせた講座の企画、ICTの活用による在宅学習機会提供などを通して市民の参加を促進します。また、あきる野市が誇る文化や自然を生かした独自の学習活動を展開します。

市民が自ら学ぶことができるよう、図書館の機能向上を図り、文字・音声・映像などによる資料や情報の収集と提供の充実に取り組みます。また、乳幼児から高齢者まで幅広い利用者のニーズに対応するため、図書館サービスの向上を図るとともに図書館ボランティアの育成・活用を推進します。

2 芸術文化活動の推進

① 芸術文化事業の充実

音楽鑑賞や発表会の開催、創作活動など芸術文化の学習機会の提供を通して、市民が芸術文化に触れ、参加する機会の創出を図ります。

3 文化財の保護・活用の推進

① 文化財の保護と活用

五日市郷土館及び二宮考古館において、民具や考古資料などの文化財の収集、適正な保存管理及び調査研究を進めるとともに、常設展示、企画などにより、郷土学習の支援などの文化財の活用を推進します。また、五日市憲法草案をはじめとする指定文化財の公開促進、市民解説員と連携した事業の実施等により、市の歴史や民俗、自然などの特質に対する市民の理解促進に取り組みます。

② 伝統芸能保存活動の支援

囃子や獅子舞などの保存団体で構成する連合会が夏まつりなどで実施する公開の活動に対して支援するとともに、歌舞伎保存団体が実施する農村歌舞伎の上演に必要な道具類を提供し、支援するなど、伝統芸能の保存・伝承活動の支援に取り組みます。

4 スポーツの推進

① ライフステージ、ライフスタイルに応じたスポーツの推進

誰もが生涯を通じてスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、身近で気軽にスポーツを楽しめるよう、幅広い世代に向けた情報の発信や多様なスポーツ教室の開催などに取り組み、スポーツの推進を図ります。

② 地域団体の支援と連携によるスポーツの振興

NPO法人あきる野市スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブなどを支援し、地域団体の主体的な活動を推進するとともに、指導者・ボランティアの育成や幅広い世代のスポーツの振興に地域団体と連携し取り組みます。

③ 市の特性を生かしたスポーツの推進

市民がスポーツへの関心を高め、心身の健康増進や体力向上を図る活動を手軽かつ継続的に取り組めるよう、身近な地域の豊かな自然環境を生かしたウォーキングなど、市の特性を生かしたスポーツ活動を推進します。

第6章

行財政分野

第1節 財政運営の健全化

第2節 行政体制・行政サービスの適正化・最適化

第3節 組織・人事体制の活性化

第4節 協働によるまちづくりの推進

第5節 広域行政・広域連携の推進



現状

- ・ 本市の財政は、歳入の根幹を成す市税収入が低迷する中、公債費が高い水準にあり、各福祉分野の社会保障関係経費が増加するなど、厳しい状況が続いています。
- ・ 市では、民間委託、指定管理者制度など、民間活力の導入により、施設の効率的な運営や業務の効率化を図り、市民サービスの向上と経費の縮減に取り組んでいます。
指定管理者制度を導入している施設は、令和3年1月1日現在で、体育施設をはじめ17施設となっています。
- ・ 健全化判断比率は、市債の償還が進んでいることなどにより改善しています。
- ・ 経常収支比率は、90%台で推移しており、数値の改善が課題となっています。
- ・ 財政調整基金は、平成30年度末には、標準財政規模の約1割となる約16.7億円の積立残高となっています。

課題と対応の方向性

- ・ 厳しい財政状況が続く中、財政健全化に向け、自主財源の確保など、より一層の取組が必要です。
- ・ 事務事業の見直し、民間活力の導入などにより、事務経費の縮減に向けた取組が必要です。

基本方針

- ・ 積極的な財源の確保や事務の効率化等により、市民サービスの向上と歳出抑制に取り組むなど、行政の役割を意識しながら、市民の要望に適切に対応できる財政体質を維持していくため、財政の健全化に向けた取組を推進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
健全化判断比率 ・実質公債費比率 ・将来負担比率	7.1% 41.1%	5.8% 36.0%
市税収入率	98.5%	99.0%
受益者負担の適正化	検証 見直し	検証 見直し
自主財源の確保に向けた取組	検討 実施	新たな取組を1つ 以上実施
民間活力の導入	検討実施 (令和3年度)	新たな取組を1つ 以上実施

施策の内容

1 財政健全化の推進

① 計画的な財政運営

厳しい財政状況の中、財政健全化に向けた取組を一層強化し、市民の要望に適切に対応できる財政体質を維持します。

② 企業会計的手法の活用

資産・債務管理の適正化と財務情報の透明性の向上のため、民間の企業会計的手法(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書の財務書類4表)を活用した行財政運営を進めます。

2 財源の確保

① 自主財源の確保に向けた取組

未利用地の売却や貸付け、有料広告の充実、寄附の活用を進めるとともに、新たな財源の研究をし、自主財源の確保に向けた取組を推進します。

② 課税客体の適正な把握と徴収率の向上

税負担の公平・公正の観点から、徹底した実態調査等により、課税客体の適正な把握に努めるとともに、滞納処分を強化するなど、徴収率の向上に取り組みます。

③ 受益者負担の適正化

使用料及び手数料については、社会状況の変化などを踏まえながら、定期的に検証を行い、受益者負担の適正化を推進します。

④ 補助金・負担金の適正化

補助金及び負担金については、社会状況や市民ニーズの変化などを踏まえ、目的や効果などの公益上の必要性を検証しながら、常に見直すことで適正化を推進します。

⑤ 計画的な企業立地の推進（再掲）

産業系土地利用の増進と地域経済力の向上を図るため、周辺市街地との調和や自然環境の保全に配慮しつつ、地域産業に適した立地環境の整備と併せて、企業立地を推進します。

また、立地環境に優れた武蔵引田駅周辺地区や秋川高校跡地では、産業系複合市街地のまちづくりの特性に合わせて企業立地を進めます。

3 事務経費の合理化

① 事務事業の見直し

事務事業の評価を行い、一定の成果を上げたもの、行政需要の減少したものなどは、見直しを行います。

② 民間活力の導入

市民サービスの向上とともに経費の節減、合理化を図るため、民間が実施可能な分野について、民間委託化、指定管理者制度の導入などを計画的に推進します。

また、指定管理者制度の運用に当たっては、モニタリング等を通じて、公共施設の適切な管理運営がなされているかなどを点検・評価します。

第2節 行政体制・行政サービスの 適正化・最適化



現状

- ・ 国において、社会全体のデジタル化が進められており、地方自治体においても、市民の利便性向上に向けた行政手続のデジタル化などが求められています。
- ・ 市が所有している土地・公共施設等は多岐にわたるとともに数が多く、低未利用な状態や老朽化が進んでいます。

課題と対応の方向性

- ・ 行政サービスについて、ICTを活用し、市民の利便性の向上を図るとともに、デジタル技術やAI・RPA等の活用により業務の効率化を図ることで、その人的資源を更なる行政サービスの向上へつなげていくことが必要です。
- ・ 市の業務の多くが情報システムやネットワークに依存していることから、情報セキュリティ対策を講じて、保有する情報を守り、業務を継続することが必要です。
- ・ 人口減少・少子高齢化、公共施設の老朽化など、公有財産を取り巻く環境の変化を踏まえ、公共施設の適正管理・最適化について検討を進めることが必要です。

基本方針

- ・ 市民サービスの利便性の向上と行政事務の効率化を図るため、ICTを利活用していくとともに情報資産を守るための取組を推進します。
- ・ 将来のまちづくりを踏まえ、経営的な視点で公有財産を総合的かつ統括的に企画、管理、活用するファシリティ・マネジメントを推進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和 2 年度	令和 8 年度
情報セキュリティ研修の受講率	—	100%
自治体 D X の推進	—	国の動向を踏まえた自治体 D X の推進
公共施設等の総合管理の推進	個別施設計画の策定	個別施設計画等の推進
未利用地等の売却 (旧市営住宅跡地物件数 : 全物件数 9 団地 14 物件)	5 団地 7 物件	8 団地 13 物件

施策の内容

1 情報通信技術の活用

① ICT の利活用の促進

AI・RPA等をはじめとするICTを有効活用するとともに、行政手続のオンライン化を推進します。また、国の推進する地方公共団体の情報システムの標準化・共通化を進めます。

② 情報セキュリティ対策の強化

ICTを使った情報サービスを安全かつ安心して利用できるよう、物理的、人的及び技術的な対策を組み合わせ、情報セキュリティ対策に取り組みます。

2 ファシリティマネジメントの推進

① 公共施設等の総合管理の推進

公共施設等総合管理計画に基づき、安全な公共施設等の提供とトータルコストを縮減するため、公共施設等の適正な管理や活用に取り組み、建物等の長寿命化や予算の平準化を図ります。また、将来のまちづくり、人口動向及び社会情勢等を見据え、それぞれの施設の必要性を十分に勘案し、公共施設等個別施設計画の施設の統廃合等による再編の検討を進めます。

② 低未利用地の利活用

普通財産における低未利用地等は、未利用地等利活用基本方針に基づき、利活用方針の明確化や必要な条件を整備し、売却や貸付けなどを推進します。また、多様な手法による資産活用の観点から、総合的な資産管理と活用について検討します。

③ 公共サービスの利便性向上

公共施設等において良好なサービスの提供や施設の総量の適正化を図るため、利用者の推移や維持管理経費などの状況を把握するとともに、ICTを活用した公共サービスのオンラインサービスの範囲の拡充等により利便性の向上を図ります。

④ 第三セクターの適正運営

第三セクター（株式会社秋川総合開発公社、新四季創造株式会社）については、社会経済情勢の変化を踏まえた効率的かつ適正な運営の指導に努めます。

現状

- ・ 平成26年度までは、定員適正化等により職員数の削減を行ってきたことに伴い、平成15年4月1日現在の職員数550人と比べ、令和3年4月1日現在の職員数は466人となり、84人減少しています。一方、大量退職に伴う新規職員の採用等により、職員の年齢構成等に少なからず偏りが生じています。
- ・ 自然災害の発生や新型コロナウイルスの感染拡大、テロ行為等の重大事件などの危機に際し、市の行政体制は、市民の健康と安全を守るため、災害対策本部の下、通常体制から、業務継続計画（BCP）に基づく業務を行う危機管理体制に移行します。

課題と対応の方向性

- ・ 様々な市民ニーズや行政課題に対応するため、組織体制の見直しや整備、多様な人材の確保、人材の育成等に取り組むことが必要です。
- ・ 市では、個々の施策として、個人情報保護や情報セキュリティ対策に取り組んできましたが、ICTの利活用の推進等が求められる中、内部統制機能の仕組みの検討・構築などに取り組むことが必要です。
- ・ 今後も、大規模災害等が発生する可能性があることから、職員一人一人が自己の役割を理解し、災害時迅速に組織的な対応が実施できるよう、平常時から訓練や事前防災として必要な備えを行う必要があります。その上で、現行の危機管理体制を維持するとともに、必要に応じた体制の見直しや充実が必要が必要です。

基本方針

- ・ 多様化する市民ニーズや法改正等に伴う新たな行政課題等に対応するため、効率的かつ効果的な組織体制を整備するとともに、人材育成基本方針に基づく人材育成により職員の能力の向上及び適正な人員配置を図り、組織・人事体制の活性化に努めます。

- ・ 大規模な自然災害等に対応するためには、職員の育成と危機管理体制の更なる整備を進めます。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和3年度	令和8年度
内部統制制度の構築	未構築	構築している
あきる野市危機管理基本指針の改正	—	改正が完了している
防災に関する職員研修の実施	1回/年	維持

施策の内容

1 行政推進体制の整備（行政力の強化）

① 効率的・効果的な組織の見直し

新たな行政課題や市民ニーズに即応した施策を総合的かつ機動的に展開できるよう、効率的・効果的な行政体制の実現に向け、組織の見直しを行います。

② 職員の資質向上

人材育成基本方針に基づき、様々な行政課題に対応するため、多様な人材の確保に努めます。

また、人事評価の活用、研修の充実等により能力の開発を行い、地方分権の進展に対応し、意欲と情熱を持って新たな課題の解決に取り組む柔軟な発想と高い能力を有する職員の育成に努めます。

③ コンプライアンス・内部統制機能の強化（一部再掲）

不祥事の未然防止、住民等との信頼確保に向け、ICT施策の推進状況も踏まえ、法令遵守、情報セキュリティ対策などの徹底と浸透を図るとともに、リスク管理の手法の整備など、内部統制機能の仕組みについて、検討・構築します。

2 危機管理体制の整備

① 危機管理体制の整備

市民の生命、身体及び財産並びに市政に重大な影響を及ぼす全ての危機に対応するため、危機管理体制の強化に取り組みます。また、平常時から組織や職員の危機意識の向上と危機管理能力の向上に努め、危機への段階的な対応や迅速かつ的確な対応を図ります。

第4節 協働によるまちづくりの推進



現状

- ・ 町内会・自治会や防災・安心地域委員会、各地区の活性化委員会、森林サポーターレンジャーの取組など、市では、市民や市民活動団体、民間団体などとの協働により、地域の課題解決に取り組んでいます。
- ・ 平成28年に施行された官民データ活用推進基本法により、「国及び地方公共団体は、自らが保有する官民データについて、個人・法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにしつつ、国民がインターネット等を通じて容易に利用できるよう、必要な措置を講じるものとする」とされ、市では、平成30年12月からオープンデータの取組を開始しています。
- ・ 市民の意見を市政に反映させるため、パブリックコメントや各種委員会委員への市民参画等に取り組んでいます。
- ・ 多様な主体による協働のまちづくりを推進するため、市では、市民の地域に対する誇りや愛着の醸成、本市の知名度の向上を図る活動として、シティプロモーションに取り組んでいます。

課題と対応の方向性

- ・ 市民活動を推進するためには、市民と行政が情報を共有することが重要であり、市広報紙や市ホームページ等による広報の取組と市長への手紙や市民アンケート調査等による広聴の取組の更なる充実が必要です。
- ・ 市政への市民参画を更に推進するため、市民組織等の支援や、各種事業における市民参加の機会の確保などが必要です。

基本方針

- ・ 行政運営の透明性を確保するため、様々な手段により市政情報を発信するとともに、多様な主体と市政情報を共有しながら市政運営への市民参加を推進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
町内会・自治会世帯加入率(再掲)	46.5%	維持・向上
まちづくりへの参画意向 (積極的に～、状況に応じて～)	35.2%	50.0%
SNS(インスタグラム)の登録者数	901人	2,000人
市HPのアクセス数	2,919,617件 (令和元年度)	3,340,000件

施策の内容

1 市民活動の推進

① 協働のまちづくりの推進

市民や市民活動団体、民間団体などと行政との役割・責務を明らかにしながら、共通の目的の下に対等な立場で相互に補完し合い地域の課題解決を図るなど、市民と協働のまちづくりを推進します。

② 町内会・自治会活動の支援(再掲)

地域力の向上と地域組織の充実を図るため、町内会・自治会連合会の会報を市ホームページに掲載するとともに、町内会・自治会が地域の課題を解決するために自主的・自発的に行う取組などを支援します。

③ 市民組織等との連携・協働

活気あるまちづくりを推進するため、NPOなどの地域で活動する組織を支援するとともに、防災・安心地域委員会、明星大学、五日市高等学校をはじめとする様々な市民組織、公的機関、教育機関、民間団体などとの連携・協働を図ります。

④ 市民組織・ボランティア組織の活動環境の整備

各種市民講座の充実を図るとともに、市民活動の場を確保し、市民組織・ボランティア組織の活動環境を整備します。

⑤ 市民参加の継続（再掲）

道路や水路、公園などの公共施設において、市民等が自発的に緑化や美化、清掃などの活動を行うことにより、環境美化に対する市民意識の高揚及び地域コミュニティの活性化を図るため、アダプト制度へ登録する団体を増やす方法の検討や、地域の子どもたちの環境学習の一環としての活動推進、地域等への資材等の提供・備品の貸出等による市民参加を推進します。

2 市政情報の発信・共有

① 市政情報の共有化

協働のまちづくりを推進するため、市民が知りたい情報を積極的に提供し、市政情報の共有化を図るとともに、オープンデータの活用を促進します。また、市政情報を共有できるよう、デジタルデバイド対策にも取り組みます。

② 広報の充実

市広報紙や市ホームページで分かりやすく情報提供するとともに、各種SNSなどにより、市民ニーズに対応した多様な手段による情報提供を進めるなど、広報の充実を図ります。

③ 広聴の充実

市長への手紙、地域懇談会、各地域に出向いたワークショップの実施、パブリックコメントの実施により直接市民の意見を聴く場の充実を図るとともに、市民アンケート調査などの実施により、広聴の充実を図ります。

④ シティプロモーションの推進

各種SNS、フィルムコミッション、パブリシティ活動などを通じて市の魅力を発信し、シティプロモーションを推進します。

第5節 広域行政・広域連携の推進



現状

- ・ 西多摩地域の8市町村は、西多摩地域広域行政圏協議会を組織し、西多摩地域の一体的な整備と住民の福祉増進を図るため、各種事業を実施しています。また、秋川流域の3市町村では、秋川流域の開発振興や諸問題の解決のため、秋川流域開発振興協議会を組織しています。
- ・ 広域的な行政ニーズに対応するため、西秋川衛生組合、阿伎留病院企業団、秋川流域斎場組合などの一部事務組合により、事業の効率的な実施に取り組んでいます。
- ・ 宮城県栗原市、大島町及び米国マールボロウ市と姉妹都市等の関係性を構築しており、防災、産業、教育などそれぞれの分野で、各種事業を推進しています。

課題と対応の方向性

- ・ 様々な社会経済情勢の変化により、自然環境の保全、防災対策、都市基盤の一体的な整備、観光PRなど、市域を越える広域的な取組を必要とする政策課題が増えており、今後も、地方公共団体間の連携による対応が必要です。
- ・ 西多摩地域及び秋川流域の広域的な課題に対応するため、今後も、西多摩地域広域行政圏協議会及び秋川流域開発振興協議会を通じて、行政間の連携を強化していくことが必要です。

基本方針

- ・ 広域的な課題に対応し、住民サービスの向上、地域活性化などを図るため、周辺市町村等との広域行政及び広域連携を推進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
広域行政の推進に対する満足度	9.1%	30.0%
広域避難先の確保	1件 (令和3年度)	3件
姉妹都市に関する事業の継続	交流事業の実施 (新型コロナによる影響除く)	交流事業の継続
新学校給食センター整備の推進(再掲)	広域連携を推進するため基本合意書の締結	新学校給食センターの運営開始 (令和7年度)

施策の内容

1 広域行政の強化

① 西多摩地域広域行政圏協議会等広域的組織の連携の強化

広域的な行政ニーズに柔軟かつ効率的に対応するため、西多摩地域広域行政圏協議会や秋川流域開発振興協議会などの広域的組織を通じて、自治体間の連携を強化します。

② 一部事務組合等による連携の強化

広域的な行政ニーズに対応するため、西秋川衛生組合、阿伎留病院企業団、秋川流域斎場組合などの一部事務組合等への参画を通じて、自治体間の連携を強化します。

③ 広域的な防災対策の推進(一部再掲)

大規模災害等に備え、周辺市町村等との協力体制の強化を図るとともに、宮城県栗原市との友好姉妹都市災害時相互応援協定に基づく相互応援体制を充実させるなど、広域的な防災対策を推進します。

2 広域連携の推進

① 関係自治体との連携

西多摩医療圏の公立病院の連携強化、広域的な観光ネットワークの構築、河川環境の整備、J R五日市線の利便性の向上や輸送力の強化、環境の保全など、特定の行政課題に対応するため、関係自治体との連携の維持・強化に取り組みます。

② 姉妹都市、友好都市との交流の充実（一部再掲）

友好姉妹都市宮城県栗原市及び友好都市大島町との教育分野や産業分野での交流の充実を図ります。また、国際姉妹都市マールボロウ市との中学生の相互派遣や市民レベルでの交流を促進します。

③ 学校給食センター整備の推進（再掲）

新たな学校給食センター整備については、日の出町との広域連携に係る基本合意書に基づき、整備手法、運営形態等についての協議を進めるなど、早期完成に向けて取り組みます。